

令和3年9月3日開会

令和3年9月17日閉会

令和3年三宅町議会 第3回定例会会議録

三宅町議会

令和3年9月三宅町議会第3回定例会会議録目次

| | |
|---------------------------------|----|
| 招集告示 | 1 |
| 会期日程表 | 2 |
| 第 1 号 (9月3日) | |
| 出席議員 | 3 |
| 欠席議員 | 3 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名 | 3 |
| 職務のため会議に出席した者の役職氏名 | 3 |
| 議事日程 | 4 |
| 議長挨拶 | 6 |
| 町長挨拶 | 6 |
| 開会の宣告 | 8 |
| 議事日程の報告 | 8 |
| 会議録署名議員の指名 | 8 |
| 会期の決定 | 8 |
| 諸般の報告 | 8 |
| 決算審査特別委員会の設置 | 9 |
| 認定第1号～認定第6号、議案第34号～議案第43号の上程、説明 | 10 |
| 同意第2号の上程、説明、質疑、採決 | 19 |
| 発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 20 |
| 発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 22 |
| 発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 24 |
| 散会の宣告 | 26 |

第 2 号 (9月6日)

| | |
|---------------------------------|----|
| 出席議員 | 27 |
| 欠席議員 | 27 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名 | 27 |
| 職務のため会議に出席した者の役職氏名 | 27 |

| | |
|-----------------------------|----|
| 議事日程 | 28 |
| 開議の宣告 | 29 |
| 議事日程の報告 | 29 |
| 認定第1号～認定第6号の決算審査特別委員会付託について | 29 |
| 議案第34号～議案第43号の各委員会付託について | 29 |
| 一般質問 | 30 |
| 久保憲史君 | 30 |
| 森内哲也君 | 32 |
| 川鱒実希子君 | 38 |
| 池田年夫君 | 40 |
| 渡辺哲久君 | 49 |
| 松本健君 | 57 |
| 散会の宣告 | 65 |

第 3 号 (9月17日)

| | |
|---------------------------------|----|
| 出席議員 | 67 |
| 欠席議員 | 67 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名 | 67 |
| 職務のため会議に出席した者の役職氏名 | 67 |
| 議事日程 | 68 |
| 開議の宣告 | 69 |
| 議事日程の報告 | 69 |
| 特別委員会委員長及び常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決 | 69 |
| 閉会中の継続審査について | 83 |
| 町長挨拶 | 83 |
| 閉会の宣告 | 84 |
| 署名議員 | 87 |

三宅町告示第61号

令和3年9月三宅町議会第3回定例会を
次のとおり招集する

令和3年8月19日

三宅町長 森田 浩司

記

1. 招集日時 令和3年9月 3日 金曜日
午前 10時00分 開会
1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場

令和3年9月三宅町議会第3回定例会

会期日程表

令和3年9月 3日金曜日

15日間

令和3年9月17日金曜日

| 目次 | 月日曜日 | 開会時間 | 摘要 |
|-------|-----------|----------|-------------|
| 第1日目 | 9月3日 金曜日 | 午前10時00分 | 定例会開会 |
| 第2日目 | 9月4日 土曜日 | | 休会 |
| 第3日目 | 9月5日 日曜日 | | 休会 |
| 第4日目 | 9月6日 月曜日 | 午前10時00分 | 議会再開(一般質問等) |
| 第5日目 | 9月7日 火曜日 | | 休会 |
| 第6日目 | 9月8日 水曜日 | 午前9時30分 | 決算審査特別委員会 |
| 第7日目 | 9月9日 木曜日 | 午前9時30分 | 決算審査特別委員会 |
| 第8日目 | 9月10日 金曜日 | 午前9時30分 | 総務建設委員会 |
| 第9日目 | 9月11日 土曜日 | | 休会 |
| 第10日目 | 9月12日 日曜日 | | 休会 |
| 第11日目 | 9月13日 月曜日 | 午前9時30分 | 福祉文教委員会 |
| 第12日目 | 9月14日 火曜日 | | 休会 |
| 第13日目 | 9月15日 水曜日 | | 休会 |
| 第14日目 | 9月16日 木曜日 | | 休会 |
| 第15日目 | 9月17日 金曜日 | 午前10時00分 | 定例会再々開 |

令和3年9月三宅町議会第3回定例会〔第1号〕

招集の日時 令和3年9月3日金曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

| | | |
|---------|---------|---------|
| 久保憲史 | 川 鱈 実希子 | 瀬 角 清 司 |
| 松 本 健 | 森 内 哲 也 | 辰 巳 光 則 |
| 松 田 晴 光 | 池 田 年 夫 | |

欠席議員数（1名）

渡 辺 哲 久

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

| | | | |
|-----------|-----------|----------------|---------|
| 町 長 | 森 田 浩 司 | 副 町 長 | 金 井 壮 夫 |
| 教 育 長 | 澤 井 俊 一 | 監 査 委 員 | 片 岡 嘉 夫 |
| 総 務 部 長 | 森 本 典 秀 | みどりイノベーション推進部長 | 竹 谷 公 秀 |
| 住民福祉部長 | 宮 内 秀 樹 | 健康子ども局長 | 植 村 恵 美 |
| まちづくり推進部長 | 岡 橋 正 識 | 教育委員会事務局長 | 中 谷 亮 一 |
| 会 計 管 理 者 | 北 村 し の ぶ | | |

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

| | | | |
|--------|---------|--------|---------|
| 議会事務局長 | 今 中 建 志 | モニター室係 | 長谷川 淳 |
| モニター室係 | 山 内 亮 | モニター室係 | 岸 本 奈 己 |

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

8 番 議 員 松 田 晴 光 1 0 番 議 員 池 田 年 夫

令和3年9月三宅町議会第3回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

令和3年9月 3日 金曜日

午 前 10時00分 開 会

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | 諸 般 の 報 告 |
| | (1) 会計監査報告 |
| | (2) 健全化判断比率及び資金不足比率報告 |
| 日程第4 | 選任第4号 三宅町決算審査特別委員会委員の選任について |
| 日程第5 | 認定第1号 令和2年度三宅町一般会計決算認定について |
| 日程第6 | 認定第2号 令和2年度三宅町国民健康保険特別会計決算認定について |
| 日程第7 | 認定第3号 令和2年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算認定について |
| 日程第8 | 認定第4号 令和2年度三宅町介護保険特別会計決算認定について |
| 日程第9 | 認定第5号 令和2年度三宅町公共下水道事業特別会計決算認定について |
| 日程第10 | 認定第6号 令和2年度三宅町水道事業会計決算認定について |
| 日程第11 | 議案第34号 令和3年度三宅町一般会計第3回補正予算について |
| 日程第12 | 議案第35号 令和3年度三宅町一国民健康保険特別会計第1回補正予算について |
| 日程第13 | 議案第36号 令和3年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について |
| 日程第14 | 議案第37号 令和3年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算について |
| 日程第15 | 議案第38号 令和3年度三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算について |
| 日程第16 | 議案第39号 令和3年度三宅町水道事業会計第2回補正予算について |
| 日程第17 | 議案第40号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第41号 三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第42号 三宅町過疎地域持続的発展計画の策定について |
| 日程第20 | 議案第43号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更について |

- 日程第21 同意第2号 三宅町教育委員会委員の任命について
- 日程第22 発議第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める
意見書
- 日程第23 発議第6号 核兵器禁止条約の批准を求める意見書
- 日程第24 発議第7号 三宅町における危険な交差点（通学路）の安全確保に関する請願
- 日程第25 一般質問について

◎議長挨拶

○議長（辰巳光則君） 定刻になりましたので、議会を始めたいと思います。

令和3年9月三宅町議会第3回定例会を招集されましたところ、議員各位には公私ご多忙の中ご出席いただき、ありがとうございます。

本日提案されております議案につきましては、令和2年度一般会計決算をはじめといたします選任1件、認定6件、議案10件、同意1件、発議3件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決に達せられますよう議事運営にご協力を賜り、慎重審議をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたしたいと思います。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか電源をお切りくださいますようお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（辰巳光則君） 開会に先立ちまして、森田町長より挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議員の皆様、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、令和3年9月三宅町議会第3回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、公私ご多忙の中ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。また、日頃より町政発展のためご支援、ご協力を賜っておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、先月25日、政府は緊急事態宣言の対象地域に既に指定されている東京都と2府10県の13区域に北海道ほか7件を加え計20区域に、また、まん延防止等重点措置も既に指定されている区域に4件を新たに設置し、宣言と措置の期間を9月12日までとされました。特に感染力の極めて強いデルタ株が世界中で猛威を振るう中、日本でも全国各地でほぼ全てを占めるに至り、従来のウイルス等から置き換わったと推定されています。これまでに経験のない感染拡大が続く中、重症者数も急激に増加し、首都圏を中心に医療体制は非常に厳しい状況となっており、その上で国では医療体制の構築、感染防止の徹底、それにワクチン接種を3本の柱とした対策が進められています。

また、奈良県でも政府の動向に併せて県独自の緊急対処措置も9月12日まで延長されまし

たが、大阪などの都市部における感染者の増加が爆発的であり、その影響を受ける奈良県においても感染者が急増しています。特に7月下旬以降より感染者数が増加し、8月11日以降、100名を超える感染者数が連日報告されており、8月下旬には200名を超え、感染が拡大しています。8月29日時点で重症患者病床占有率は44%、入院患者病床占有率が70%、宿泊療養施設占有率が73%に達しており、入院、入所待機中、自宅療養中の方が850名に及んでおり、引き続き医療体制の充実と対応病床の拡充が求められています。

本町においては、7月に6人、8月に7人、9月に1人、累計で49名と、他の市町村に比べ少ない状況でもありますが、国の4回目の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置、さらに奈良県の緊急対処措置を踏まえ、8月16日付で基本的な対応方針と地域行事等の開催に係るガイドラインを策定いたしました。これは、本町における地域行事等の開催制限や基本的な考え方として、また開催する場合の留意点等を示したものであり、本ガイドラインにより、役場はもちろん、町民の皆様、事業者に向けて周知徹底し、感染予防と拡大防止を図ってまいります。

さて、今年4月から始まりました新型コロナウイルスワクチン接種事業は、65歳以上の方では94.5%の方が既に接種を終了され、続いて行っています64歳以下の方への接種についても、対象者全体のうち61%の方が1回目の接種を終了されています。なお、本町での集団接種については10月末の終了を予定しており、以降は松岡クリニックでの個別接種にて事業展開を予定しております。また、12歳以上16歳未満の若者への接種についても8月12日から対象者に対し個別での案内を行っており、引き続きワクチン接種を感染防止の有効な対策の一つとして役場一丸となって進めてまいります。今後も住民の皆様の生命と財産を守るため、最大限の感染拡大防止対策を講じながら、一刻も早く感染が収束できるよう全力尽くしてまいりますので、議員皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会に提出を予定しております案件は、令和2年度一般会計決算をはじめとする決算認定6件、令和3年度一般会計第3回補正予算をはじめとする補正予算案6件、条例の一部改正2件、議決案件2件、人事の同意案件1件の重要案件でございます。

議員皆様におかれましては、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長（辰巳光則君） ありがとうございました。

開会に先立ち、5番議員、渡辺哲久君より、病气療養のため本日の欠席届が出ていることを報告します。

◎開会の宣告

○議長（辰巳光則君） ただいまの出席議員数は8名で、定足数に達しております。

よって、令和3年9月三宅町議会第3回定例会は成立しましたので開会し、ただちに本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辰巳光則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により8番議員、松田晴光君及び10番議員、池田年俊夫君の2人を指名します。

◎会期の決定

○議長（辰巳光則君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日9月3日より9月17日までの15日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日9月3日より9月17日までの15日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議につきましては、お手元に配付しましたとおりでありますので、ご了承願います。

◎諸般の報告

○議長（辰巳光則君） 日程第3、諸般の報告に入ります。

片岡嘉夫代表監査委員より監査報告を求めます。

片岡委員。

○監査委員（片岡嘉夫君） 監査委員報告。去る8月24日、松田晴光監査委員とともに令和3年度定期監査を実施いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

令和2年度三宅町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算、令和3年度会計の状況、現金の出納保管、資金の運用等について検査を行い、関係書類及び各帳票類の提出を求め、関係者の説明を受け、厳正なる監査を行いました。地方自治法を初めとする関係法令に抵触するところもなく、適正に実施されているものと認めましたので、ここにご報告申し上げます。

令和3年9月3日、代表監査委員 片岡嘉夫。

○議長（辰巳光則君） 次に、竹谷みやけイノベーション推進部部长より健全化判断比率及び資金不足比率報告を求めます。

竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） ただいま議長からご指示がございました健全化判断比率及び資金不足比率についてのご報告を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度決算指標を算定した報告書を作成し、議会に提出するものでございます。

お手元に配付しております財政健全化法に係る健全化判断比率報告について並びに公営企業会計に係る資金不足比率報告についてのとおり、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率はなし、実質公債費比率は10.2%と、昨年度に比べ増加しております。将来負担比率の27.6%につきましては、昨年度に比べて減少しております。この主な要因ですが、実質公債費比率につきましては、地方債償還額の増加によるものであり、将来負担比率につきましては、公営企業会計の地方債残高の減少及び公債費償還基金残高の増加によるものでございます。なお、資金不足比率はなしであり、現在は健全段階にあることを報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（辰巳光則君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎決算審査特別委員会の設置

○議長（辰巳光則君） 日程第4、選任第4号 三宅町決算審査特別委員会委員の選任についてを議題とします。

決算審査のため、決算審査特別委員会を委員会条例第5条第1項の規定により設置し、同条第2項の規定により8名の委員と議長をオブザーバーとした議員全員を選任したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

よって、議長及び委員8名をもって構成する決算審査特別委員会を設置することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名については、委員会条例第8条の規定はありますが、私のほうで指名をしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名をさせていただくこととします。

それでは、特別委員会委員長に久保憲史君、副委員長に池田年夫君を指名いたします。

◎認定第1号～認定第6号、議案第34号～議案第43号の上程、説明

○議長(辰巳光則君) お諮りします。

日程第5、認定第1号 令和2年度三宅町一般会計決算認定についてより、日程第21、同意第2号 三宅町教育委員会委員の任命についてまでは、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省略したいと思います。

なお、採決は起立をもって行います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

お諮ります。

日程第5、認定第1号 令和2年度三宅町一般会計決算認定についてより、日程第20、議案第43号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更についてまでの認定6件、議案10件を一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認め、一括上程したいと思います。

議案の朗読を省略し、森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長(森田浩司君) 議長のお許しをいただきましたので、令和3年9月三宅町議会第3回定例会に提出いたしました各議案等について、ご説明申し上げます。

まず、認定第1号 令和2年度三宅町一般会計決算認定及び認定第2号から認定第5号までの各特別会計の決算認定及び認定第6号 令和2年度三宅町水道事業会計決算認定については、先ほど報告がございました監査委員の審査を得ましたので、地方自治法第233条第3項及び公営企業法第30条第4項の規定に基づき、本定例会において認定を賜るべく提出をしております。

なお、認定第1号から認定第5号までは、後ほど会計管理者からご説明を申し上げます。

認定第6号 令和2年度三宅町水道事業会計決算認定については、収益的勘定による収入額は1億8,509万4,382円、支出額は2億960万2,317円となっており、また資本的勘定による収入額は347万6,000円、支出額は8,442万2,803円で、収支差引額に対して不足する額8,094万6,803円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額552万1,500円及び過年度損益勘定留保資金7,542万5,303円で補填をしております。

続いて、補正予算6件についてご説明申し上げます。

議案第34号 令和3年度三宅町一般会計第3回補正予算について、ご説明いたします。

歳入からご説明いたしますので、10ページ、11ページをご覧ください。

款10地方交付税、項1地方交付税では、令和3年度普通交付税の額の決定に伴い、1億245万8,000円の増額を行っております。

款14国庫支出金、項1国庫負担金では、保育所運営費国庫負担金135万1,000円、障害者自立支援費等負担金558万1,000円の増額を、同款、項2国庫補助金では、子育て世帯生活支援特別給付金122万円の増額を行っております。

款15県支出金、項1県負担金では、保育所運営費県費負担金52万4,000円及び障害者自立支援費等負担金279万円の増額を行っております。

12、13ページをご覧ください。

同款、項2県補助金では、ひとり親家庭等医療費県費補助金12万9,000円の増額を行っております。

款18繰入金、項1基金繰入金では、歳入財源として当初に計上していた財政調整基金繰入金4,535万1,000円、ふるさと納税基金繰入金30万円及び公共施設整備基金繰入金400万円の減額を行っております。同款、項2特別会計繰入金では、介護保険特別会計繰入金5万7,000円の増額を行っております。

款19繰越金では、前年度歳計剰余金繰越金1億4,049万5,000円の増額を行っております。

14、15ページをご覧ください。

款20諸収入、項6雑入では、高齢者福祉関係雑入20万円、社会福祉関係雑入359万3,000円の増額を行っております。

款21町債、項1町債、目1総務債においては、臨時財政対策債の発行可能額の確定により1,268万8,000円、公共施設等適正管理推進事業債3,070万円、地域活性化事業債2,330万円の減額を行っております。また、過疎対策事業債のハード事業で1億5,060万円、ソフト事業で3,500万円の増額を行い、市町村振興資金では1,300万円の減額を行っております。目4衛生費においては、一般廃棄物処理事業債100万円の減額を、目7土木債においても公共事業等債4,960万円の減額をそれぞれ行っております。

続きまして、歳出のご説明をいたします。

16、17ページをご覧ください。

款2総務費、項1総務管理費では、目3財産管理費で公共施設等整備基金積立金3,000万円の増額。目4企画費及び目7交流まちづくりセンター費では、一般財源から地方債に財源更正を行っております。また、目8財政調整基金費では財政調整基金積立金2,000万円、過疎対策事業債の償還に充てるため公債償還基金積立金1億7,860万円の増額を行っております。

次に、款3民生費、項1社会福祉費では、目1社会福祉総務費で、障害者自立支援事業費1,116万3,000円の増額。心身障害者医療費助成事業では、令和2年度の実績確定に伴う補助金精算のため、返還金22万9,000円の増額を行っております。また、目2老人福祉費で、老人医療費助成事業及び介護保険等事業の令和2年度実績確定に伴う補助金精算のため、合わせて返還金19万9,000円の増額を行っております。

同款、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費では、保育所入所事業で300万9,000円、子育て世帯生活支援特別給付金事業で122万円の増額。乳幼児医療費助成事業、児童・児童扶養・特別児童扶養手当給付事業、児童虐待防止対策事業の令和2年度実績確定に伴う補助金精算のため、合わせて返還金58万7,000円の増額を行っております。

18、19ページをご覧ください。

次に、款3民生費、項2児童福祉費、目6幼稚園費では74万7,000円の増額。目8放課後児童健全育成事業費では、令和2年度実績確定に伴う補助金精算のため、返還金50万円の増額を行っております。

款4衛生費、項1保健衛生費では、新型コロナウイルス感染症対策事業で5万円の増額。母子保健事業・未熟児養育費に係る令和2年度実績確定に伴う補助金精算のための返還金36万8,000円の増額を行っております。同款、項2清掃費では、一般財源から地方債に財源更正を行っております。

次の、款6農林水産事業費、項1農業費では、返還金1万7,000円の増額を行っております。

20、21ページをご覧ください。

款8土木費、項1土木総務費と項2道路橋梁費では、一般財源から地方債に財源更正を行っております。また、項3都市計画費では、公共下水道会計繰出金270万円の減額、項5住宅費では町営住宅明渡しに伴う修繕料43万3,000円、委託料20万円の増額を行っております。

款14予備費では、先述の繰越金による財源調整のため1,943万7,000円の増額を行っております。

以上のことから、今回の補正予算額は、歳入歳出それぞれ2億6,405万9,000円を増額し、予算総額40億2,770万円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

次に、議案第35号 令和3年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算について、歳入からご説明いたします。

8、9ページをご覧ください。

款6繰入金、項2基金繰入金では、国民健康保険財政調整基金繰入金800万円の減額を、款7繰越金、項1繰越金では、前年度繰越金1,034万1,000円の増額を行っております。

続いて、歳出のご説明をいたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分では、負担金95万7,000円の増額。款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金では、特定健康診査・保健指導負担金に係る令和2年度実績確定に伴う補助金精算のため返還金45万2,000円の増額を行っております。

次に、款9予備費では、先述の繰越金による財源調整のため93万2,000円の増額を行っております。

以上のことから、歳入歳出にそれぞれ234万1,000円を増額し、予算総額を8億1,234万1,000円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

次に、議案第36号 令和3年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について、歳入からご説明いたします。

8、9ページをご覧ください。

款5繰越金、項1繰越金では、前年度繰越金9万6,000円を増額を行っております。

続いて、歳出のご説明をします。

10ページ、11ページをご覧ください。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金で、負担金9万6,000円を増額を行っております。

以上のことから、歳入歳出にそれぞれ9万6,000円を増額し、予算総額を1億2,980万4,000円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

次に、議案第37号 令和3年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算について、歳入からご説明いたします。

8、9ページをご覧ください。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金では、過年度実績の確定に伴う介護給付費に係るそれぞれの追加交付があったことにより106万6,000円を増額。款7繰入金、項2基金繰入金では、介護給付費準備基金からの繰入金908万9,000円の減額。款9繰越金、項1繰越金では、前年度からの繰越金3,165万7,000円を増額を行っております。

続いて、歳出のご説明をいたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金では、令和2年度実績の確定に伴い、介護給付費負担金並びに地域支援事業交付金に係る返還金1,399万4,000円を増額。同じく、項3繰出金では、他会計繰出金5万7,000円を増額を行っています。

次に、款7予備費、項1予備費では、先述の繰越金による財源調整のため3,000円の減額を行っております。

次に、款8基金積立金、項1基金積立金では958万6,000円を増額を行っております。

以上のことから、歳入歳出にそれぞれ2,363万4,000円を増額し、予算総額を8億3,663万4,000円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

次に、議案第38号 令和3年度三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算について、

歳入からご説明いたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

款3繰入金、項1一般会計繰入金では270万円の減額を行っております。

また、款5町債、項1町債では、下水道事業債から過疎対策事業への財源振替と資本費平準化債の見込額の確定により270万円の増額を行っております。

続いて、歳出のご説明をいたします。

12、13ページをご覧ください。

款1公共下水道事業費、項1公共下水道費及び款2公債費、項1公債費では、一般財源から地方債に財源更正を行っております。

以上のことから、今回の補正予算は規定の予算の範囲で行っていることから、予算総額の2億9,400万円に変動はございません。

最後に、議案第39号 令和3年度三宅町水道事業会計第2回補正予算については、水道事業費用、原水及び浄水費において動力費の増額を行いました。

以上のことから、今回の補正予算は収益的支出の第21款水道事業費用において240万5,000円の増額を行い、予算総額を9億8,845万9,000円とする補正予算を行ったものでございます。

続いて、条例の一部改正2件について、ご説明申し上げます。

議案第40号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定については、令和3年3月4日付にて通知のあった地方税関係書類における押印義務等の見直しに基づき、書面審理、口頭審理及び様式第1号について押印を不要とするため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第41号 三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、保育事業者及び職員、保護者が書面に代え電磁的方法により記録等をする場合に関する規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議決案件2件について、ご説明申し上げます。

議案第42号 三宅町過疎地域持続的発展計画の策定については、過疎地域の持続的発展を支援し、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とし、総合的かつ計画的な対策を実施するための必要な特別措置として新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定され、

本町が令和3年4月に過疎地域に指定されたことから、同法第8条第1項の規定に基づき、三宅町過疎地域持続的発展計画を策定するため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第43号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更については、本規約の第10条において、管理者及び副管理者の任期は関係市町村の長の任期によると定められていることから、組合議員の任期についても同様、選出された関係市町村における議員としての任期とするため、規約の変更を行うものでございます。

以上が、今定例会に提出をいたしました認定6件、議案10件の提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議いただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりましたので、引き続き北村会計管理者より説明を求めます。

北村会計管理者。

○会計管理者（北村しのぶ君） それでは、認定第1号から認定第5号までの令和2年度三宅町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算について、その概要を順次ご説明申し上げます。

決算書の1ページ、決算一覧表をご覧ください。

まず、初めに認定第1号 令和2年度三宅町一般会計の決算につきましては、当初予算額42億3,000万円でしたが、その後8回の補正予算により10億6,144万1,000円を増額し、これに前年度からの明許繰越額1億280万8,000円を加え、最終予算額は53億9,421万9,000円となりました。

これに対し、決算額は歳入総額51億7,233万9,735円、歳出総額49億5,543万452円となり、歳入歳出差引額2億1,690万9,283円を令和3年度へと繰越しを行いました。内訳といたしましては、次年度への繰越明許繰越金として、複合施設整備事業、図書館パワーアップ事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、道路維持管理事業、社会資本整備総合交付金事業、新型コロナウイルス感染症対策事業、小学校ICT環境整備事業の一般財源分6,641万4,000円と純繰越金1億5,049万5,283円となっております。

なお、収入未済額は、町民税、固定資産税、負担金、使用料、手数料を合わせ1,332万1,500円になります。

次に、認定第2号 令和2年度三宅町国民健康保険特別会計決算は、当初予算額7億2,100万円でしたが、その後4回の補正予算により389万3,000円を増額し、最終予算額は7

億2,489万3,000円となりました。

これに対し、決算額は歳入総額7億2,197万4,913円、歳出総額7億1,063万3,883円となり、歳入歳出差引額1,134万1,030円を令和3年度へ繰越しを行いました。

なお、収入未済額は国民健康保険税で249万1,023円になります。

認定第3号 令和2年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算は、当初予算額1億3,272万円で、その後3回の補正予算により178万2,000円を増額し、最終予算額は1億3,450万2,000円となりました。

これに対し、決算額は歳入総額1億2,925万1,488円、歳出総額1億2,925万4,588円となり、歳入歳出差引額9万6,900円を令和3年度へ繰越しを行いました。

なお、収入未済額は後期高齢者医療保険料で2万500円になります。

認定第4号 令和2年度三宅町介護保険特別会計決算は、当初予算額8億500万円で、その後3回の補正予算により1,514万1,000円を増額し、最終予算額は8億2,014万1,000円となりました。

これに対し、決算額は歳入総額8億594万9,598円、歳出総額7億7,419万1,720円となり、歳入歳出差引額3,175万7,878円を令和3年度へ繰越しを行いました。

なお、収入未済額は介護保険料で170万3,100円になります。

認定第5号 令和2年度三宅町公共下水道事業特別会計決算につきましては、当初予算額3億1,800万円でしたが、その後2回の補正予算により45万3,000円を増額し、最終予算額は3億1,845万3,000円となりました。

これに対し、決算額は歳入総額3億1,087万3,265円、歳出総額3億657万265円となり、歳入歳出差引額430万3,000円を令和3年度へ繰越しを行いました。全額がストックマネジメント実施方針に基づく管路調査業務分の一般財源の繰越しとなります。

なお、収入未済額は下水道使用料で456万1,910円になります。

次に、一般会計に係る「財産に関する調書」についてご説明いたしますので、決算書の122ページ、123ページをお開きください。

公有財産(1)の土地及び建物では、複合施設の竣工により公有財産の非木造建物1,882平方メートルが増となっております。

1枚めくっていただいて、124ページ(2)出資による権利及び(3)物品については、決算年度中の増減はございませんでした。

(4)債権については、水洗便所改造資金貸付金において決算年度中の増減がございませ

んでしたので、年度末現在高はゼロ円となっております。

(5) 基金では、財政調整基金で預金利子により積立てを行い、年度中増減高は101万430円の増額となっております。

公債償還基金は、預金利子として58万4,415円、過疎対策事業債への返済費用に充てるため3,320万円及び県からの公立小中学校空調設備緊急支援補助金144万円を積み立てる一方、過疎対策事業債償還分で490万円及びその他の公債費償還充当分で1,460万円を取り崩し、年度中増減高は1,572万4,415円の増額となっております。

消防基金は、預金利子の積立てにより、年度中増減は6,771円の増額となっております。

公共施設等整備基金では、預金利子として20万666円、社会福祉施設あざさ苑における施設等の整備事業の財源分として100万円、並びに平成30年度執行残分である山辺・県北西部広域環境衛生組合市町村負担金返還金として42万6,880円、関西電力電線下補償料539万6,500円の積立てを行う一方、庁舎耐震及び複合施設整備事業の財源に充てるため3,000万円を取り崩し、年度中増減高は2,300万2,954円の減額となっております。

地域振興基金では、預金利子による積立てを行い、年度中増減高は6,651円の増額となっております。

小学校施設整備基金は、預金利子として2万2,189円及び平成27年度三宅小学校に導入しました再生可能エネルギーによって発電された令和元年度に係る余剰電力料金収益として5,487円並びに学校給食調理備品購入財源分として26万6,925円を積み立て、年度中増減高は29万4,601円の増額となっております。

ふるさと納税基金では、預金利子として3,183円、令和元年度における寄附額から経費を除いたふるさと納税額930万849円を積み立てる一方、504万円を取り崩し一般会計に繰り出し、年度中増減高は426万4,032円の増額となっております。

森林環境譲与税基金では、預金利子7円と15万4,000円を積み立てる一方、森林教育体験学習の一部負担金として5万円を取り崩したことから、年度中増減高は15万4,000円の増額となっております。

次に、国民健康保険特別会計に係る「財産に関する調書」についてご説明いたしますので、決算書の145ページをお開きください。

(1) 国民健康保険財政調整基金は、預金利子による積立てを行い、年度中増減高は8万7,887円の増額となっております。

次に、介護保険特別会計に係る「財産に関する調書」についてご説明いたしますので、決

算書の185ページをお開きください。

(1) 介護給付費準備基金は、預金利子による積立てを行い、年度中増減額5万1,070円となっております。

最後に、公共下水道事業特別会計に係る「財産に関する調書」についてご説明いたしますので、決算書の最終、199ページをお開きください。

公共下水道事業基金では、預金利子1万8,831円を積み立てる一方、ほかの歳入の減少のため450万円を取り崩したため、年度中の増減は448万1,169円の減額となっております。

以上が令和2年度三宅町一般会計並びに各特別会計の決算の概要でございます。詳細につきましては、後日、決算審査特別委員会におきまして説明資料等によりご説明させていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます、本日の説明を終わらせていただきます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長並びに会計管理者の説明が終わりました。

本議案に対する質疑は、6日月曜日午前10時より行いますので、よろしく願いいたします。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第21、同意第2号 三宅町教育委員会委員の任命についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第2号 三宅町教育委員会委員の選任については、委員1名の任期が令和3年9月30日をもって任期満了となり、新たに委員を任命する必要があることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めらるるものであり、住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

磯城郡三宅町大字小柳483番地。

鈴木みどり。

昭和63年3月25日生まれ。

新任でございます。ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件に同意を求める件を採決いたします。

本件に同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

ここで、鈴木教育委員会委員に入場願います。

ただいま本会議におきまして新たに教育委員会委員に任命同意されました鈴木委員より挨拶を受けることにいたします。演壇のほうへどうぞ。

○教育委員会委員(鈴木みどり君) このたび、三宅町教育委員にご同意をいただきました鈴木みどりと申します。

今回、教育委員というお話をいただき、身に染みる光栄でございます。また、一方で責任の重さも痛感しているところでございます。三宅町の教育に少しでもお役に立てるよう努めてまいりたいという決意でございます。何分、私自身教育行政については素人でございますので、どうか皆様方のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げまして、大変簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願います。

○議長(辰巳光則君) ご苦勞様でした。

では、ご退場願います。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰巳光則君) 日程第22、発議第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題とし、上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認め、提出者の瀬角議員より提案理由の説明を求めます。
瀬角議員。

○3番(瀬角清司君) 議長のお許しをいただきましたので、私のほうからはコロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を朗読として発議いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いています。この中で、地方財政は

来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠であり、よって、国においては令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望いたします。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、ほかの地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に財源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和3年9月3日、三宅町議会。

○議長（辰巳光則君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

質疑は終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。

討論は終結します。

お諮りします。

日程第22、発議第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、採決します。

本件を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第23、発議第6号 核兵器禁止条約の批准を求める意見書についてを議題とし、上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認め、提出者の池田議員より提案理由の説明を求めます。

池田年夫議員。

○10番（池田年夫君） 核兵器禁止条約の批准を求める意見書案の提案説明を行います。

日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める地方議会の意見書が593議会に達し、全1,788議会中の33%を超えています。また、核兵器禁止条約を批准している国は、8月現在で55か国が批准しており、日本政府がよく言っている核の抑止論ではありますが、核抑止とは、核兵器使用を前提とした議論であり、いざというときには広島、長崎のような非人道的惨禍を引き起こすことをためらわない議論であります。また、核兵器の非人道性を批判するならば、核抑止という議論から抜け出す必要があります。核抑止は、誰の安全も保障しない。真剣に人類の安全保障を考えるならば、核兵器を禁止し、排泄するしかありません。一刻も早い批准を行うよう、核兵器禁止条約の批准を求める意見書案を朗読して提案説明といたします。

核兵器禁止条約の批准を求める意見書案。

2017年の国連総会において核兵器禁止条約が122か国の賛成で採択され、昨年10月に条約批准が50か国に達し、今年1月に発効されました。これにより、核兵器は歴史上初めて国際法で違法なものと規定されました。現在、同条約を54か国が批准しており、今後も増えていくことが予想される。国連安保理常任理事国5か国は同条約を認めていないが、これまでも

非人道的兵器については国連憲章やジュネーブ条約、生物兵器禁止条約、化学兵器禁止条約、対人地雷禁止条約などが各国の行動を縛ってきました。今後、核兵器禁止条約の効力も時間の経過とともに増していくだろう。

世界は、今コロナ禍という地球規模の大災害に直面している。核兵器に膨大な資金が費やされているが、兵器で他国を威嚇する手法はもはや時代遅れの思考である。ウイルスや気候変動など国境を越えて被害を及ぼす危機に対しては、国境を越えて協力し合うことこそが真の安全保障である。

1945年に広島、長崎に原爆の投下を受けた唯一の被爆国である日本は、核兵器の非人道性を世界で最も理解している国であり、その惨状を世界に伝える責任がある。日本国憲法が掲げる平和主義の理念において、日本政府として核兵器禁止条約を批准するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年9月3日、三宅町議会。

皆さん方の賛同をよろしく願います。

○議長（辰巳光則君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

質疑は終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

川緒議員。

○2番（川緒実希子君） 話そうと思って原稿とか用意していなかったのでもうまく話せるかどうか分からないんですけども、私は、別に核兵器だから禁止するとは全く思っていないくて、やはり武力で自分の主張を通そうという考えはそもそも間違っているんじゃないかと思いません。特に、今どうしても意見を言いたいなと思ったのは、アフガニスタンで起こっていることです。20年の長きにわたった戦争をバイデンさんがやめようと思ったことはそんなに間違いじゃなかったような気がするんですけども、ただ、やっぱり8月31日までという期限を切ってしまったら、その間にタリバンがどんどん勢力を増してしまって、結局タリバン政権に戻ってしまった。それで、緊急に皆さん脱出しようとして、日本政府も頑張って輸送機飛ばしたんだけど、タリバンに反対するイスラム国のテロで、全然関係ない人たちが巻き

込まれちゃうんですね。戦争ってそういうものだと思います。何だろう、この意見書、今までにも出て、何か通らなかったこともあったのかもしれないんですけども、やっぱり私が意見を言うときも、言葉で言っていれば相手も言葉で反論を返してくれますけれども、もし私が腹を立てて相手を殴ってしまったら、相手の人も私を殴るだろうと思います。だから、そういうことが起こらないようにしてほしいと強く思います。なので、どうか皆さん、この意見書に賛同していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（辰巳光則君） ほか、討論ありますか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 討論は終結します。

お諮りします。

日程第23、発議第6号 核兵器禁止条約の批准を求める意見書についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第24、発議第7号 三宅町における危険な交差点（通学路）の安全確保に関する請願についてを議題とし、上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認め、提出者の森内議員より提案理由の説明を求めます。

森内哲也君。

○6番（森内哲也君） それでは、朗読させていただきます。

三宅町内における危険な交差点（通学路）の安全確保に関する請願書についてということです。

先日7月末にタウンミーティング、町長と住民さんが語り合う、意見交換し合う機会です。直接住民さんが町長さんにも質問されていた内容と同じ、文字化したみたいになっております。そのときに、町長からも、長年あそこの交差点が危険やというのは分かっているけれども、触れない、いらえないか、何かしら原因があるんじゃないかな、皆さん、住民さん

にも意見が欲しいような回答されていたと記憶しております。それでは朗読させていただきます。

三宅町内における危険な交差点（通学路）の安全確保に関する請願です。

請願趣旨。通学路でもあり、かねてより危険と地域住民にも認知されておりますJAならけん三宅支店前の交差点、僕ら子供の頃は吉岡歯医者さんがあったので吉岡歯医者の交差点なんて言ったりもしておりました、そこです。交差点の一刻も早い安全確保をお願いしたい。

理由です。地元の小学校、中学校へ通う生徒たちの通学路となっている当該交差点については、南北向きの県道197号結崎田原本線と石見駅から京奈和道の伴堂東交差点を經由してJAならけん三宅支店前から三宅町役場へと走る東西の道路とが交差する地点です。

この交差点では、牧ノ辻地蔵及び民家のブロック塀と旧歯科医院の駐車場に挟まれ交差点手前で道路幅が狭くなり、通行する自動車に対向する場合には幅寄せをするしかなく、児童、学生の通学時、下校時には非常に危険な地点ともなっております。

このことは、地域住民は既に知っており、何度も役場に対策を願う声が届いていることと想像します。我々議員にも個々に届いておりました。

住民さんの調査によりますと、この交差点ではこの5年間に7件の警察が出動する事故が起こっているということです。単純に計算すると年に1回以上の事故が起こっているということになります。これを少ないと考えるのか多いと考えるのかは個々の感覚によりますが、通学、下校時の見守りをを行っている見守り隊及びこの地点を通学、通勤に通る者としては危険地点であるという共通の認識が間違いないということを示した数字だと思います。

先日、6月末、千葉県で下校中の児童の列にトラックが突っ込み、5人の児童が巻き込まれ、2名が亡くなったという痛ましい事故のニュースが全国を駆け巡りました。このような児童の列が車に巻き込まれる事故が起こるたびに、また起こってしまったという悲しみがこみ上げ、同じような痛ましい事故が我々の住む三宅町で起こると想像するだけで心が張り裂けそうになります。

7月21日の奈良新聞の紙面には、県と県教育委員会、県警の三者で県通学路等安全対策推進会議という第三者委員会をつくって各市町村に対応する、そのような記事もありました。様々な角度から、一刻も早く対処していただきたいと請願いたしますという内容で届いております。議員の皆様のご同意をいただけたらと思います。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

質疑は終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。

討論は終結します。

お諮りします。

日程第24、発議第7号 三宅町における危険な交差点（通学路）の安全確保に関する請願
についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（辰巳光則君） 本日は、これをもって散会といたします。

次回は、9月6日の月曜日午前10時より会議を開きます。

本日はどうもご苦労様でした。

(午前11時14分)

令和3年9月三宅町議会第3回定例会〔第2号〕

招集の日時 令和3年9月6日月曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

| | | |
|---------|---------|---------|
| 久保憲史 | 川 鱈 実希子 | 瀬 角 清 司 |
| 松 本 健 | 渡 辺 哲 久 | 森 内 哲 也 |
| 辰 巳 光 則 | 松 田 晴 光 | 池 田 年 夫 |

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

| | | | |
|-----------|---------|----------------|-----------|
| 町 長 | 森 田 浩 司 | 副 町 長 | 金 井 壮 夫 |
| 教 育 長 | 澤 井 俊 一 | みやけイノベーション推進部長 | 竹 谷 公 秀 |
| 総 務 部 長 | 森 本 典 秀 | 健康子ども局長 | 植 村 恵 美 |
| 住民福祉部長 | 宮 内 秀 樹 | 教育委員会事務局長 | 中 谷 亮 一 |
| まちづくり推進部長 | 岡 橋 正 識 | 会 計 管 理 者 | 北 村 し の ぶ |

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

| | | | |
|--------|---------|--------|---------|
| 議会事務局長 | 今 中 建 志 | モニター室係 | 長谷川 淳 |
| モニター室係 | 山 内 亮 | モニター室係 | 奥 田 崇 敏 |

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

| | | | |
|---------|---------|-----------|---------|
| 8 番 議 員 | 松 田 晴 光 | 1 0 番 議 員 | 池 田 年 夫 |
|---------|---------|-----------|---------|

令和3年9月三宅町議会第3回定例会〔第2号〕

議 事 日 程

令和3年 9月 6日 月曜日

午 前 10時00分 再 開

- 日程第1 認定第1号から認定第6号までの6議案に対する決算審査特別委員会付託について
- 日程第2 議案第34号から議案第43号までの10議案に対する各委員会付託について
- 日程第3 一般質問について

◎開議の宣告

○議長（辰巳光則君） 皆さん、おはようございます。

少しばかり早いですが、皆さんおそろいですので始めさせていただきます。

令和3年三宅町議会第3回定例会を再開いたします。

議員各位には、公私ご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員数は9名で、定足数に達しております。

よって、定例会は成立しました。

本日の会議を開きます。

（午前 9時58分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎認定第1号～認定第6号の決算審査特別委員会付託について

○議長（辰巳光則君） 日程第1、認定第1号 令和2年度三宅町一般会計決算認定についてから認定第6号 令和2年度三宅町水道事業会計決算認定についてまでの6議案は、さきに設置しました三宅町決算審査特別委員会に付託し、委員はオブザーバーの議長を省く全員でございますので、総括質疑は割愛したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認め、決算審査特別委員会に付託することに決定しました。

◎議案第34号～議案第43号の各委員会付託について

○議長（辰巳光則君） 日程第2、議案第34号 令和3年度三宅町一般会計第3回補正予算についてより、議案第43号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更についてまでの議案10件は、各常任委員会へ付託し、委員は全員でございますので、総括質疑は割愛したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第34号 令和3年度三宅町一般会計第3回補正予算について

より、議案第43号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更についてまでの議案10件は、各常任委員会へ付託することに決定しました。

◎一般質問

- 議長（辰巳光則君） 次に、日程第3、一般質問についてを議題とし、一般質問を行います。
今定例会に通告をされました議員の発言を許します。
-

◇ 久保憲史君

- 議長（辰巳光則君） 1番議員、久保憲史君の一般質問を許します。

1番議員、久保憲史君。

- 1番（久保憲史君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。
小学校スクールバスについて。

昨今、少子化により児童も減っており、小柳地区においては児童も3人です。部団もできず、毎日親御さんが送り迎えをされております。たとえ部団ができて通学路は一部歩道もありません。最近では、事件、事故が多く、3人で通学するのは危険です。この際スクールバスを導入されてはどうでしょうか。町長の所見をお伺いします。

- 議長（辰巳光則君） 澤井教育長。

- 教育長（澤井俊一君） 教育委員会に関する質問ですので、私のほうから回答させていただきます。

学校は、より安全な登下校という観点で、部団による集団登下校を実施しておりますが、久保議員ご指摘のとおり、小柳部団の児童は現在3名で、保護者の方が送り迎えをされているというのが実情でございます。

また、一部歩道がないとのご指摘ですが、歩道のない区間に関しましては、橋を渡り、上但馬団地の南側を通過して団地の入り口に出てくるというルートを取っております。

また、今年の6月に千葉県八街市の市道で、下校途中の児童5人が死傷するという痛ましい事故が起きたのは記憶に新しいところです。本町におきましても、京奈和自動車道の三宅インターが開通して以来、車の流れが大きく変わってきており、子供たちの登下校時を含めた安全な環境の確保については、行政はもちろんのこと、地域全体の大きな課題であることは言うまでもありません。

そこで、通学路の安全確保におきましては、一例としてお話をさせていただきますと、毎

年、PTA、学校、教育委員会が、実際に児童の登校時に合わせ、子供たちと一緒に歩きながら通学路の点検を行っております。その点検結果を基に通学路連絡調整会議を持ち、さきの三者に加え、天理警察署、国土交通省奈良国道事務所、町行政から総務課、産業管理課、土木まちづくり課に加わっていただき、各危険箇所の確認とその対応策などを協議しております。

昨年と今年に限っては、コロナ禍ということもあって、学校とPTAで集約された危険箇所に関して関係機関とは書面でのやり取りを行っておりますが、教育委員会といたしましては、その報告を基に現地確認をしながら、危険箇所の把握に努めているところでございます。

さて、こうした通学路の安全確保もさることながら、議員からの提案としてスクールバス導入を考えてはどうかということでございますが、スクールバスを導入するとなれば、一定の条件を設けてバス通学と徒歩通学の基準を示さなければなりません。現在、日本国内でスクールバス通学をしている児童は全体の1.7%ですが、そのほとんどは徒歩通学が困難とされる僻地の学校であるか、または、町村合併や学校統廃合の条件として導入された学校となっております。

スクールバス導入には多額の費用を要するため、文部科学省所管のへき地児童生徒援助費等補助制度において、スクールバス等の交付要綱がございます。

ただ、小学生で4キロ以上という基準が設けられております。三宅町において通学距離の点からいえば、一番距離のある石見南団地で約2.2キロとなっております。また、三宅町近隣で申しますと、明日香村、高取町でスクールバスを導入しておられます。いずれも学校統廃合の折の条件として、遠方の児童に対しバスの導入を行っているものであります。

本町においてスクールバスを導入した場合、小柳の児童だけ対応することには、町全体としての理解が得られるのか、交通安全という観点では、どこに基準を置いてバス通学と徒歩通学を分けるのか、多額の経費をどう確保していくのか、現実問題としてかなり難しいところにあると考えております。仮に1キロを基準とした場合、13か所、約140名の児童がバス通学対象となります。8時20分の始業時刻までに速やかに効率よく学校まで送り届けるとなると、道路事情やバスの台数、費用面などを総合的に見て、現時点でのスクールバス導入は厳しいものと考えております。

しかし、今回、久保議員から、子供たちの安全を守るという観点でご提案をいただきましたことには、子供たちの命を預かる者として感謝申し上げたいと思います。

最後になりましたが、登下校時にご尽力いただいております見守り隊の方々、110当番の

家や青パトなど、防犯の面でも子供たちを見守っていただいております地域の方々、PTA 校外指導部を中心に保護者の方々にお礼を申し上げますとともに、教育委員会といたしましても、関係各所と連携しながら通学路の危険箇所の改善を図りつつ、児童生徒の通学路における安全確保に一層努めてまいりますことをお伝えし、久保議員一般質問への回答といたします。

○議長（辰巳光則君） 久保議員、再質問ありますか。

久保議員。

○1 番（久保憲史君） よく分かりました。

これからも、生徒たちの見回りをよろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（辰巳光則君） よろしいですか。

久保憲史君の一般質問を終わります。

◇ 森 内 哲 也 君

○議長（辰巳光則君） 次に、6 番議員、森内哲也君の一般質問を許します。

6 番議員、森内哲也君。

○6 番（森内哲也君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私のほうからは2点になります。

まず、三宅町交流まちづくりセンターMi i Moについてです。プレオープンから今までの成果と今後の課題についてということで質問させていただきます。

7月下旬からプレオープンということになりますが、開館して利用も可能となっています。現在までの利用数、ルームの稼働率など、使われた人たちからの意見や今後の課題など、本格オープンに向けて準備中のことなどお伝えください。

2点目です。

三宅町の例規集についてです。

田原本町、川西町は、条例の下にある規則、要綱までネットで閲覧できますが、三宅町はどうなっていますかというようなタイトルをつけました。

役場内で仕事を行うに当たっての決まり事（ルール）を記したものが例規集に当たります。このルールに従って、我々議員をはじめ、町長、職員さんは仕事をするようになっております。その仕事の結果が住民さんの利益につながるということになります。ですので、このル

ールを住民であれば見るができるようにするべきだと考えております。

このルール（例規）は、条例、規則、要綱など、階層になっていますが、現在、三宅町サイトでは条例しか見るできません。8月10日、今現在もそうかなと思います。調べてみると、田原本町、川西町のインターネットの例規集は、条例はもちろん、規則、要綱まで閲覧できます。三宅町はどのようになっているのですかという内容です。

再質問は自席にて行わせていただけたらと思います。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 森内議員の一般質問にお答えいたします。

M i i M o は約2週間のモニター利用を経て、7月22日にプレオープンを迎えました。プレオープン当日は、屋内でコンサートやダンスパフォーマンス、野球グローブの革の端切れを使ったワークショップの開催、図書フロアのオープン、A s M a m a（アズママ）による「こどもえんにち」が開催され、屋外では、野菜マルシェの開催や手作り小物類の販売等のほか、シェアキッチンメンバーによる飲食物の販売も行われて、町内外から合わせて計700名余りの方にお越しいただき、華々しいスタートを切ることができました。

また、先月末までのM i i M o 内の主な施設の利用状況ですが、モニター期間を含めた利用可能日48日中、M i i M o ホールで54回、コミュニティルーム1で40回、コミュニティルーム2で21回の一般利用があり、午前・午後・夜間の時間帯別のそれぞれの稼働率は、M i i M o ホールで38%、コミュニティルーム1で28%、コミュニティルーム2で15%となっております。

あわせて、図書フロアの利用状況ですが、先月末までに図書利用カードの登録者数は362名となっており、図書貸出しは延べ654名の方へ計1,996冊の貸出数があり、これは一昨年度の図書貸出数計1,800冊程度を僅か1か月余りで上回ったこととなります。

さらに、今月よりコワーキングカフェがオープンいたしました。オープン初日より連日複数の利用があり、本町としてそのニーズの高さを改めて認識しているところです。

M i i M o ホールやコミュニティルーム利用者皆様からのご意見としては、きれいな施設を手頃な価格で使えるのがうれしいというものや、充実した最新の備品類や広く大きな鏡の設置を喜んでいただいたりと、おおむね肯定的なご意見をいただいておりますが、今後も創意工夫を重ね、利便性の向上に努めてまいります。

なお、プレオープン以降、現在までに見えてきた課題といたしましては、まちキッチンの利用率が低いことや1階ホールの平日夜間及び3階コミュニティルーム各部屋の平日利用が

少ないこと等が挙げられますが、今後、年代別やライフスタイルに応じたイベントの企画、開催等を通じて、利用率向上の仕掛けづくりを進めてまいりたいと考えております。

今後、学童保育、子育て支援センターの稼働も控えているところですが、12月のグランドオープンにつきましては、新型コロナウイルスの感染状況に注視しつつ、11月の広報誌で詳細をお知らせできるよう、地域コーディネーターの方々との協議を重ねながら鋭意検討を進めてまいります。

次に、三宅町の例規集についての質問に回答いたします。

例規集とは、町行政の執行に必要な町の条例や規則、要綱などを集めた法規集のことで、三宅町例規集には、町民の皆様の生活に密接に関係する様々な権利や義務、町の組織や仕事の進め方などのルールが定められています。

例規には条例と規則があり、このうち条例は、日本国憲法第94条、地方自治法第14条、第16条などに基づき、地方公共団体が法令の範囲内で議会の議決を経て制定いたします。地方公共団体が義務を課し、または権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならないとされています。また、規則は、地方自治法第15条に基づき、地方公共団体の長が法令の範囲内で制定します。

これに対して、要綱は、法令に基づく制度に関してより細かな運用面について規定するもの、行政事務上の処理の方法等を規定するもの、行政指導の指針を定めるもの、補助金等の交付を定めるもの、法定外の組織や職の設置を規定したものなど、住民の権利義務を定めたものではなく、行政内部の一般的な準則を定めたものでございます。

本町では、これまで条例と規則をホームページにて公表してきましたが、議員からご質問にあるように、本町の行政運営の透明性を一層高め、より開かれた町政の実現及び住民自治の確立を進めるためには、情報共有の観点から要綱の公表は非常に大切な要素であると認識しています。

しかしながら、要綱をはじめ、要綱に準じて制定される要領については、制定及び改廃事案も多く、膨大な件数となるため、公表の対象を住民生活の事業活動に直接関係するものといった基準を定めるなどの課題も多いところです。まずは、これから公表に向けた準備検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員、再質問。

森内哲也君。

○6番（森内哲也君） まずは、M i i M oのほうについて質問させていただきます。

現在、フリーWi-Fiの運用も始まっていると思いますが、あれはもう本格運用になっていると理解してよろしいでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） フリーWi-Fiの運用状況ですが、ほぼほぼ整備のほうは整っておりますけれども、ちょっと一部運営に関して業者のほうとも調整しそうなところもございまして、そのあたりは早急に進めてまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 森内哲也君。

○6番（森内哲也君） ちょっとWi-Fiのことを聞いたのは、Zoomの会議とかに使えるのかなというので、昨日ちょっと行っていたんですけども、何か使い方が悪いのか、そういう仕様なのか分からへん、5分ごとに切れたりみたいなのがあったので、コワーキングスペースは回線が太いからということで、やはりあそこは1人とか個人の使用を多分目的にされているんで、ある程度そういう会議に使うのであれば、何かお金を出しても、安定した回線とかがあればいいのかなというのがちょっと要望として出たので、質問させていただきました。また、検討いただけたらと思います。

あと、図書館の本、冊数たくさん、貸出しが増えている。頑張っていたいただいているのもよく外から見ていてわかりますのでいいんですけども、今現在、オンラインの貸出しとか予約、あるいは検索というのは可能ですか。

○議長（辰巳光則君） 誰が答えられますか。

竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） すみません。電子図書のご質問ということで……。

○6番（森内哲也君） 一般的に図書館の外からの検索とかは、サイトとかでできるのかなということで考えていただければ。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） そこは、すみません、ちょっと今即答しかねる部分でございまして、申し訳ないんですけども、Mi i M o 図書担当のほうにも確認させていただきまして、ご報告改めてさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

○議長（辰巳光則君） 森内哲也君。

○6番（森内哲也君） 今すぐどうのこうのではなくて、コロナがちょっと収まりそうでもないんで、外から、離れたところからいろいろできるようにしておくべきかなというので質問、

Z o o mの会議なんかも、W i - F i とかでさせていただきます。コロナの時代なんで、離れた場所から参加したり、離れた場所に配信とか、届けたりできる環境があるというのであれば、M i i M oの魅力、力もさらについてくるのかなということで、そのあたりもぜひ検討課題に入れていただきたいという意味でさせていただいた質問になります。

ちょっと今回いろいろ利用状況とかお聞きしました。頑張ってくださいっているのも外から見えるんで、今あれせい、これせいということは特にないんですけども、先日来られました山崎亮さんの書籍の中に、ちょっとこういう言葉があったんでご紹介させていただきます。

「公共空間がもう少しプライベートに利用できるように、例えば、屋外のリビングのように変化していくといいと思います」と書かれています。それで、「楽しい公共空間をつくるレシピ」という本です。今ここで批判されるのは、日本の公共施設の利用というのは、にぎわい至上主義だ。人が集まらんかったら、やめてしまえみたいな考えがあるけれども、コロナ禍においても、そういうのはちょっと違うでみたいな意見を実は言われていまして、にぎわい至上主義、にぎわいの延長ではなく、リバブルシティ、横文字出てくるんで何かなと思ったら、住みやすいまちというような概念らしいです。追及していったときに、公共空間がそれを提供できることになりまして。公共空間が今はにぎわい至上主義かもしれないけれども、文化的に成熟する移行期にあると考えた方がいいと。そうすれば、行政が公共空間に税金を投下せざるを得なくなる。公共空間は時代の民意を反映できる場所ですから、あまり民営化していいところといけなところは見極めなければいけない。楽しくすべきところは楽しく使ってもらいつつ、公共空間自体の意義も伝えていかなければいけませんと。じゃ、どうせいみたいなことを、また、みんなで考えていくことにはなると思うんですけども、にぎわい至上主義だけでやっぱり考えちゃいけないのかなというふうな、僕の質問とちょっと矛盾するところもあるかもしれないですけども、そういう意見があるということでご紹介しておきます。

変わります。例規集についてです。

これ、例規集、半分なんですけれども、こっちにもう1冊あります。私が議員になってすぐの頃とかも、「ちょっとこれを持ち歩くのはつらいです。ネットで何とかありませんか」というので、全然後ろ向きな発言は一つもなく、「分かりました」ということで、今、一部見られるようにはなっていていただいています。肝心なところがやっぱりネットで見られないのでということになっております。

一般質問するのは初めてなんです。委員会などでは、今、幹部の方それぞれに「やりま

す。前向きに検討します」と言っているんですが、なかなか進まないというジレンマがあって、今一般質問しているという形にはなっているんですけども、やっぱり私が勝手に思っているだけかもしれないんですけども、担当ワンオペみたいな形で、例規集の担当と言われた方に全部の責任がかかっちゃって、なかなか公開できないんじゃないかなと思っているんで、ぜひこれは町長の意向でやってくれ、やるんやという回答と理解したいんですけども、それは、そういうふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森本部長。

○総務部長（森本典秀君） 今、森内議員がおっしゃったように、今回私が部長になりまして、中身を見させてもらいましたら、一部条例のほうは元から閲覧で公表できていたんですが、今、規則のほうが改めてまたできるようになっています。今後、要綱のほうも、町長が回答しましたとおり早急に公開できるように思っています。

ただ、今、森内議員がおっしゃったように、1人の職員が担当というのではなかなか物事も進みません。この辺につきましては、ほかの市町村でも、もちろん要綱には担当がございまして、担当と共に力を合わせながら、一刻も早く情報公開に向けて進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

○議長（辰巳光則君） 森内哲也君。

○6番（森内哲也君） ぜひ前向きに進めてください。

あと、もう一つ問題があると思っていますのは、先日文書管理の要綱、いろいろすったもんだがあって、これを改正します、こういうのをやりますので、いろいろ知恵を出されて、考えてくださっているんだなというのは感じたところです。そういうのもやはり住民さんに、これで行きますと、見てもらった方がいいと思うんで、ぜひそちらの方向に進んでいただきたいと思います。

そのときの質問で我々議員のほうから、新旧対照表を見て、この旧のやつがという話をすれば、いや、それは旧の旧ですわみたいな、えー、もうこれあかんみたいな、多分更新も止まっていたと思うんで、ただ、議員が今自由に見られないような、見たいなと思ったときに見られない状況になっているんで、そのほうは議会のほうからも、パソコンに頂戴、今すぐみたいな形で、請求しないとイケなかった形かなとも思っているんで、議長にお願いなのかな、ちょっとよく分かりませんが、そういう環境も併せて整えていただけたらなと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

- 議長（辰巳光則君） 質問、終わり。
- 6番（森内哲也君） はい。
- 議長（辰巳光則君） 森内哲也君の一般質問を終わります。

◇ 川 鱒 実希子 君

- 議長（辰巳光則君） 次に、2番議員、川鱒実希子君の一般質問を許します。
- 2番議員、川鱒実希子君。

- 2番（川鱒実希子君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

あざさ苑の使用料金を時間単位とすることについて質問いたします。

M i i M oが7月22日にプレオープンし、町民の利用も始まりました。M i i M oクラブ会員や町内在住者はそれ以外よりも料金が安く設定されており、好評と伺っています。また、M i i M oの使用料金は1時間単位で設定されています。

一方、あざさ苑の使用料金は、午前・午後・夜間という区分ごとに設定されています。例えば、会議室を利用する場合、午前9時から12時までの使用料は1,500円です。同じ町の施設なのに、一方が時間単位で一方が区分単位というのは分かりにくいです。また、1時間、2時間しか利用しない人にとっては割高になってしまいます。

そこで、あざさ苑の使用料金もM i i M oと同様時間単位にしていだけないか、町長の所見を伺います。

なお、再質問は自席にて行います。

- 議長（辰巳光則君） 森田町長。
- 町長（森田浩司君） 川鱒議員の一般質問にお答えいたします。

三宅町保健福祉施設あざさ苑は、町民の福祉及び健康の増進を図るとともに、世代間の触れ合いと憩いの場を提供し、もって社会福祉の推進に寄与することを目的に設置した施設です。

現状、健康子ども課や社会福祉協議会が町民の福祉、健康増進等に関する事業を行っており、また、ボランティア団体や地域団体の方が定期的に利用されています。

議員がおっしゃるように、あざさ苑については、開設時より午前・午後・夜間の区分による料金設定となっておりますが、社会福祉協議会のボランティアセンターに登録している団体や地域団体等が利用する際は減額免除を行っており、ほとんどの団体は全額免除にて利用されています。

ただし、民間の事業者など一般の利用については減額免除の対象としていないため、1、2時間程度の利用となると、Mi i Moを利用される場合よりも割高になりますが、現状として一般の利用者はなく、民間事業者が時折利用される程度で、今のところ苦情等はありませんが、今後、Mi i Moの利用方法が定着してきた際には、あざさ苑の利用方法との整合性を取る必要も出てくると思います。あざさ苑の設置目的に基づきつつ、使用料金体系や予約方法、減額免除規定について見直しを行ってまいりたいと考えております。

○議長（辰巳光則君） 再質問ありますか。

川鱈実希子君。

○2番（川鱈実希子君） ほとんどの団体が全額免除とおっしゃられたんですけども、例えば、長寿介護課が高齢者の体操を普及するために、高齢者の方にお願ひして、地域で高齢者のための体操の集まりをつくってくださいというような呼びかけを、もう10年とか20年前にされていたんです。それで、それに応じてつくったグループに対して全額免除ということをやってくださっていたんですけども、でも、かなり時間がたっているので、もうそろそろ自立したほうがいいでしょうということで、数年前から、どんどんそういった団体に、今後は自分たちで会費とかも集めて、きちんと会場使用料も払ってくださいというような方針になってきているそうなんです。それはそれで私は正しい方針だと思います。やはりいつまでも役場のほうにおんぶにだっこではなく、自立していくということをボランティア団体にも求めているのは確かだと思います。ですので、そういった団体が、じゃ、使おうかとなったときに、1,500円、自分たちのところは、実は1時間か1時間半あれば終わるんだけどもというようなことで意見がございませう。その辺ちょっと、ですので、こういった形ではなくもっと積極的に、例えば、次年度から変えていくというような方針を伺えたらと思うんですが。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） ただいま川鱈議員のほうがおっしゃったように、一部の団体の方については、自立を促すという意味で会費等を集めていただいて、一部お支払いいただくというお話を進めているところですので、ただ、今ボランティアセンターのほうに登録されている団体の方については、減額免除のほうをさせていただいているということもありまして、その辺の整合性についてもちょっと検討しないといけないかなと思っておりますので、それらについて減額免除の規定の今定めている内容をもう一回見直しをかけながら、使用料金の設定についてもこれから見直しのほうを進めていきたいと思っております。

○議長（辰巳光則君） 再質問ありますか。

川鱈実希子君。

○2番（川鱈実希子君） 自立を求めておきながら、でも、やっぱりボランティア団体だところというふうに減免できますよというのもちよっと分かりにくいので、そこも含めて、いろんな考え方が内部であろうかと思しますので、住民の目線に立ったときに、何が一番分かりやすく、利用しやすいのかという視点に立っての見直しをぜひよろしくお願いします。

終わります。

○議長（辰巳光則君） よろしいですか。

川鱈実希子君の一般質問を終わります。

◇ 池 田 年 夫 君

○議長（辰巳光則君） 次に、10番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

10番議員、池田年夫君。

○10番（池田年夫君） 議長の許しがありましたので一般質問を行います。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症についてであります。

奈良県では、7月28日から50名以上の感染者が2週間以上続いています。この間、三宅町でも7名の感染者が出たと報道されています。ここ2、3日では、連日三宅町でも感染者が出たということが新聞でも明らかになっています。対策はどのようになっているのか、町長の所見を伺います。

新型コロナウイルス感染拡大についてワクチン接種が行われてきました。65歳以上で2回接種が91.9%、7月26日現在、2,194名と聞いています。16歳から64歳までの接種状況はどのようになっていますか。町長の所見を伺います。

次に、公文書の取扱いについてであります。

6月議会の一般質問の回答で、監査報告を受けて町の今後の方針が示されました。具体的には、①事例抑制のため、プロポーザル方式実施に係るガイドラインまたはマニュアル等の整備、②公文書管理に関する規定等を整備し、文書管理責任者の役割など文書管理体制の明確化、③文書管理の手引となるガイドラインを作成するとともに、職員の能力向上や意識改革を図るための職員研修の実施という内容でした。具体的にどこまで進められているのか、町長の所見を伺います。

今年は、文書管理法が施行されて10年、情報公開法が施行されて20年目の節目になります。

町の例規集では、情報公開条例はありますが、公文書管理条例は制定されておられません。公文書管理法の（地方公共団体の文書管理）第34条、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」となっています。どのようにされるのか、町長の所見を伺います。

行政文書とは、行政機関の職員が職務上作成・取得したもの、2番目に組織的に用いるもの、3番目にその機関が保有しているものの3つを満たすものとされています。本庁で作成した文書に誤りが明らかになった場合、どのように訂正し、公表されるのか、町長の所見を伺います。

次に、国民健康保険の均等割についてであります。

国民健康保険の均等割について子供の均等割をなくすように以前にも議会で提案しましたが、国民健康保険の均等割、三宅町は条例で医療分、加入者人数掛ける2万4,000円、後期高齢者支援分として加入者人数掛ける9,000円、介護保険分、加入者人数掛ける1,500円となっています。国保の均等割は、生まれた日から年間1人当たり4万8,000円の国保税の納税となっています。国保税は高過ぎる、何とかならないかという声があります。せめて子供の均等割をなくすことについて、町長の所見を伺います。

雇用者が加入する健康保険組合や協会けんぽの保険料には均等割はありません。国は、来年度から就学前の子供の均等割を半減する方向です。三宅町の実態はどのようになっていますか。町長の所見を伺います。

次に、難聴者の補聴器補助についてであります。

難聴者の補聴器の助成について、昨年3月議会、12月議会でも一般質問をしましたが、町の調査状況はどのようになっていますか。町長の所見を伺います。

7月の段階で全国の35自治体が助成事業を行っています。年齢、所得制限なしという自治体もあります。創設に当たり、難聴が認知症の危険因子であることも厚生労働省の新オレンジプランや国際的な研究が取り上げています。障害児の助成は奈良県の制度としてありますが、高齢者や事故で難聴になった方への助成制度をつくることが求められておりますが、町長の所見を伺います。

以上で一般質問を終わりますが、答弁によっては自席から再質問をさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 池田議員の一般質問にお答えします。

池田議員がおっしゃるとおり、全国的に感染が拡大しており、多くの都道府県において過去最多となる感染者数が日々更新されている状況です。三宅町においても、7月に6名、8月に6名の感染者が出ていますが、新型コロナワクチン接種が順調に進んだこともあり、第4波の4月から5月にかけての感染者数より少ない状況です。

奈良県の新型コロナウイルス感染症に対する対策方針として、自宅療養者は出さないとのことでしたが、感染者数の大幅な増加により、入院、療養の調整が追いつかず、9月1日現在、入院、入所待機中、自宅療養中の方が919名となり、入院・療養中の人数を上回る状況となりました。

三宅町では、こうした感染者の方や濃厚接触者の方を対象に、今回の補正予算案として提案している買物などの生活支援サービスの実施をはじめ、血中酸素飽和濃度計の貸出サービスや生活支援給付金の交付といった事業を実施し、住民の命と暮らしを守るために最善を尽くしてまいります。

さらに、現在の感染状況を見据え、感染対策を万全な体制で実施していただいた上で地域活動を行っていただけるよう、三宅町地域行事等の開催に係るガイドラインを作成し、各施設で行事を行うときに活用いただけるよう、ホームページに掲載するとともに各施設を利用される際に配布するなどし、感染防止対策の徹底を行ってまいります。

次に、ワクチン接種についてのご質問ですが、16歳から64歳までの2回目の接種状況としては、9月1日までの接種で3,260人に対し、町外接種を含めると1,268人、35.5%の方が完了しています。

今後のスケジュールとしては、接種率80%を目指し、9月26日及び10月3日に1回目接種者の枠を設け、10月17日、24日に2回目接種を行う予定とし、対象者には個別通知により周知してまいります。

次に、公文書の取扱いについてのご質問にお答えいたします。

昨年度、本町にて実施されました三宅町放課後児童健全育成事業の委託事業者選定業務において、その後の情報公開請求の中で、審査の過程において作成した審査書類の廃棄事案が明らかとなりました。

このことに対し、公文書の不適切な管理ではないかというご指摘もあり、議会からの監査請求を経て、本町監査委員会から、「文書等の管理ガイドラインを早急に作成し、職員の共通認識を図る必要がある」とのご意見を頂戴するに至りました。

ご意見を受けまして、本町といたしましても改めて公文書の適切な取扱いに関する重要性

を認識することとなり、本町の抱える課題に対応し、公文書の適切な管理を行うため、このたび文書編さん保存規程の改正を行いました。

本規程においては、町が保有する文書について、分類、作成、保存及び廃棄、その他の管理に関し必要な事項を定めています。

主な改正点といたしましては、具体的に、本規程に定める文書に関し、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面であって当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が現に保有しているもの」と規定する、三宅町情報公開条例に規定する公文書とひもづけることで、本町における行政文書の定義づけを行っています。

また、総務課に総括文書管理責任者を、各課に文書管理責任者及び文書管理主任を配置し、文書管理に関する責任体制を明確化するとともに、その役割として、文書事務の円滑適正な処理及び促進に努めることとしています。

さらに、文書保存年限の整理や廃棄の延長に関する規定を設け、より実態に即した適切な文書管理を行うこととしています。

近年、町が発注する業務において、委託事業者等を選定する方法として、プロポーザル方式が採用されることが多くなりました。その実施方法につきましては、業務を発注する主管課に委ねられており、これまで町として統一的な方針や運用ルールといったものはありませんでしたが、このたび、本監査委員会からのご意見等を踏まえ、プロポーザル方式の透明性、公平性を確保し、事業者選定に対する町民及び事業者の信頼を得るとともに、遵守すべき基本事項と事務手続等の標準例を示し、プロポーザル方式の適切かつ円滑な運用を図ることを目的にガイドラインを策定いたしました。

今後は、各課に配置される文書管理主任を中心に職員研修を実施するなど、職員の行政文書に関する重要性の再認識と意識づけを徹底してまいりたいと考えております。

なお、三宅町文書編さん保存規程の一部を改正する規程及び三宅町プロポーザル方式の実施に関するガイドラインは、先日8月24日の定期監査後におきまして、監査委員にご提示、ご意見を頂戴いたしました。その後、議員各位に本定例会会期中にご説明させていただき、公表することとしています。

最後に、本庁で作成した文書に誤りが明らかになった場合の対処方法についてのご質問への回答ですが、公表や発出された行政文書に誤りがあり、修正が生じた場合は、適宜、適切に対応することはもちろんのこと、行政の諸活動に対する住民の知る権利を保障する観点から、必要に応じ様々な方法を用いて迅速に公表等するものと考えています。

次に、国民健康保険の均等割の質問について回答いたします。

議員ご指摘のとおり、国においては、全世代型社会保障改革の方針について等を令和2年12月に閣議決定し、現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心して支えていく全世代対応型の社会保障制度を構築するため、健康保険法等の改正が進められているところでございます。その1つに、子ども・子育て支援の拡充として、子供に係る国民健康保険料、保険税の均等割額の減額措置を導入し、公費で支援する制度を令和4年4月より創設することとなっており、本町においても条例等の改正を今後の議会においてご審議いただく予定でございます。

そこで、1点目の子供の均等割をなくすことについてのご質問であります。高齢者や障害者、子育て世帯や低所得世帯、地域の福祉活動など、全ての世代や地域において社会福祉施策を進めていきたいと考えており、子育て支援の施策としましては、以前の議会でもお答えさせていただいておりますが、本町の子供全体の福祉につながることを前提とした考えであること、また、平成30年4月から、各市町村ごとの運営から県域での運営に変わっており、単独での運用は難しいことから、子供の均等割額の減額措置につきましては、国の制度に準じた対応を行う予定でございます。

次に、2点目の三宅町の実態はどのようになっていますかについてのご質問でございますが、令和3年7月末現在の未就学児数については34名で、本年度の国民健康保険税率で算定した場合、介護分1万5,000円は課税されないことから、医療分の2万4,000円と後期高齢者支援分の9,000円を合わせた3万3,000円について、国の制度に準じた均等割半額の減額措置を行うと、1人当たり1万6,500円の減額となり、年間合計では56万1,000円の減額となります。

最後に、難聴者の補聴器助成について回答いたします。

町の調査状況としては、12月の議会で答弁いたしましたように、特定健診等にて実施する予定としておりましたが、新型コロナワクチン接種の実施を優先し、健診の実施時期をワクチン接種が落ち着く時期に移動しましたので、健診の際に調査を行う予定としております。

難聴が認知症の危険因子であることは、厚生労働省の新オレンジプランにも記載されており、難聴と認知症の関係のエビデンスが蓄積されてきていることから、平成30年度より、補聴器適合に関する診療情報提供書の活用により医療費控除が受けられることが、厚生労働省、財務省により承認されております。まずは、この制度について住民の皆様への周知を図り、

活用いただきたいと考えます。

また、加齢性難聴の補聴器購入費用への助成については、このたび、町村会より奈良県に対し制度設計に対する要望書が提出されますので、今後は町村会と県とで協議が進められると考えております。町といたしましては、今後、その進捗や最新の状況を注視しながら、必要な対応を行ってまいります。

○議長（辰巳光則君） 池田議員、今、防災無線が入りましたけれども、ペーパーがあるから、回答の内容は分かってくれてはりますね。今の公文書のところ、大丈夫ですか。

はい、再質問。

池田年夫君。

○10番（池田年夫君） 今、4点について回答をいただきました。

まず、新型コロナ感染について再質問いたします。

新学期を迎えて、文部科学省は、8月20日に感染力の強いデルタ株の感染拡大の下、新学期が始まろうとしていることを受けて、新型コロナウイルスの感染対策の徹底を呼びかける事務連絡を各教育委員会に出しています。三宅町の教育委員会としての小学校、式下中学校の対応はどのようになっているのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 中谷局長。

○教育委員会事務局長（中谷亮一君） 池田議員のおっしゃるとおり、8月20日付において文科省より、小学校、中学校及び高等学校における新学期に向けた新型コロナウイルス感染対策の徹底等についての文書は確認しております。

また、奈良県教育委員会が各県立学校へ示している新型コロナウイルス感染症に係る学校教育活動に関するガイドラインを準用し、学校での取組を進めております。

新型コロナウイルスが発生した時点から学校において様々な対策を講じております。また、2学期が始まる前に、改めて学校より保護者にメールで感染予防と感染対策等のお知らせを行い、本人や家庭に発熱等の風邪症状がある場合や新型コロナウイルス感染症が疑われる等の対応についても周知をいたしております。

可能な限りの感染対策を行い、うつらない、うつさせないをそれぞれが意識して、子供たちの学びを保障し、学校運営を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 池田年夫君。

○10番（池田年夫君） 2学期に入って、それ以前からですけれども、子供の感染が非常に

増えてきているということがマスコミでも問題になっています。そこで、やっぱり児童生徒の無症状感染者の発見に不可欠なPCR検査を行うべきではないでしょうか。そして、無症状の感染者を早く発見して、その対策を行って、子供の感染を少しでも少なくしていくということが求められていると思います。

そして、奈良県でも7月18日以降、感染者が増加しているんですけども、国保中央病院の感染対策はどのようになっているのでしょうか。

三宅町、川西町、田原本町、広陵町の中で自宅療養患者は今までの間おられるのであれば、その対策はどのようになっているのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 中谷局長。

○教育委員会事務局長（中谷亮一君） 学校でのPCR検査についてご回答させていただきます。

PCR検査を強制することはできませんし、保護者の同意がやはり必要となってきます。

以前、児童が感染し、文化ホールにおいて、クラスの児童に対して念のための唾液接種によるPCR検査を行いました。低学年でありましたので、時間を要するケースも多々ございました。PCR検査を実施した時点で陽性か陰性かは分かりますが、その日以降についての保証がありませんので、日常的に継続して検査をする必要があると思われれます。低学年については時間を要しますので、可能な限りの感染対策を行い学校運営を行ってまいりますので、教育委員会といたしましては、現段階で学校でのPCR検査を実施することは考えておりません。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 続きまして、国保中央病院の件についてですけども、国保中央病院のほうでは、コロナ感染者に対応するため、現在9床のベッドを運用していただいています。ただし、現在感染者の上昇により9床とも運用しているということで、100%の占有率になっております。また、国保中央病院のほうでは、昨年度より、症状のある方に対してはPCR検査のほうを実施していただいております。

あと、奈良県といいますか、自宅療養者のことにつきましては、感染者の情報というのが、県のホームページに公表されている情報以外自治体のほうには下りてきませんので、自宅療養者がどなたかという個人の情報はこちらでは把握できかねます。

ただし、県のほうが自宅療養者の方に向けて案内のほうを、自治体のほうで生活支援等に

関する情報提供をしていただいておりますので、県のほうに三宅町で行っている事業に関して情報提供をさせていただきまして、県のほうから各自宅療養者のほうに、三宅町ではこういったことをしていますので利用してみてくださいということで、案内のほうをしていただいております。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 池田議員、あと6分なので。

池田年夫君。

○10番（池田年夫君） 次に、公文書の問題について再質問します。

公文書の管理に関する法律の第34条では、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の訂正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」と定められています。

先日、9月3日に議員に対して、令和3年9月1日から施行する文書編さん保存規程の説明がされました。以前の文書編さん保存規程は、平成27年、2015年に改定されています。今年、文書管理法が制定されて10年ということは、2011年に公文書管理法が施行され、4年後に文書編さん保存規程が改正されたこととなります。法令に基づいて、どうして改定し、職員に周知されなかったのかお尋ねいたします。

○議長（辰巳光則君） 森本部長。

○総務部長（森本典秀君） 今、議員のご質問の件ですが、国の公文書等の管理に関する法律と申しますのは平成23年4月に施行されまして、その中身は、「地方公共団体は実施するよう努めなければならない」と、努力義務として課せられたものでございます。

本町の公文書の管理につきましては、それ以前より情報公開条例において公文書の定義を、文書編さん保存規程において保存期間の設定及び完結文書の編さんと製本、文書の廃棄、保存台帳の整備を、文書規程において文書の取扱いをそれぞれ定めておりまして、管理しておりました。平成27年2月には、文書管理システムを導入することで文書の作成から廃棄までの規程を、過程や保存年限を円滑に管理し、文書事務を組織的、効率的に管理してまいりました。

しかし、今回の学童保育の事業者選定業務において、不適切な事務処理として監査委員からご指摘を受けるに至ったことから、行政の透明化と住民への説明責任を果たすためにも、文書編さん保存規程を一部の改正を軸に改めて公文書の管理を見直したものでございます。行政が適正かつ効率的に管理し、適正な行政文書の管理ができるよう、見直しをしたもので

ございます。

○議長（辰巳光則君） 池田年夫君。

○10番（池田年夫君） 今までの経過についても、今説明があったわけなんですけれども、公文書そのものは情報公開条例に基づく開示請求の対象になっています。情報公開目録、公文書目録、行政文書ファイル管理簿などは、整理されているのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森本部長。

○総務部長（森本典秀君） 本町では、情報公開条例第17条に公文書目録として、「実施機関は公文書を検索するための目録を作成し、一般の利用に供するものとする。」とされております。

現在、先ほど言いました文書管理システムの文書基準表を基に、收受し、作成、保有している公文書の表題や保存期間等の情報をキーワードや分類から検索できる検索システムを活用し、目録として整備しております。また、文書ファイルの管理につきましてもシステムを活用し、等冊とともに整備をしております。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 最後に。

○10番（池田年夫君） 先ほど、公文書を作成して第1回目に公表し、その後、誤りがあった場合にどうするのかということについては回答がありましたので、さっきの学童保育のときにも職員が公文書を破棄したということがあったわけでありましてけれども、公文書の破棄リストの一覧表というのについては、作成されているのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森本部長。

○総務部長（森本典秀君） 公文書の破棄につきましては、一定の重要な文書、または電磁的記録を物理的に破壊するなどの方法で使用不能にする行為として、刑法第258条の公用文書等毀棄罪に当たると思います。

公文書が破棄された場合、破棄された文書の一覧を作成しなければならないというような決まりはないのですが、一般的にその行為があった場合、破棄した文書が何であるかは、その事実を検証するためにも洗い出しをし、整理するものであると考えております。

○議長（辰巳光則君） 最後に。

○10番（池田年夫君） 最後に、国民健康保険の均等割について、また、難聴者の補聴器の助成については、町長の答弁の中で、国の施策の中でも進められているということが明らかになりました。町としても福祉の町ということを中心に、子供などを育てやすい町として認

めてもらえるような施策を行うよう要望して、一般質問を終わります。

○議長（辰巳光則君） 池田年夫君の一般質問を終わります。

◇ 渡 辺 哲 久 君

○議長（辰巳光則君） 次に、5番議員、渡辺哲久君の一般質問を許します。

5番議員、渡辺哲久君。

○5番（渡辺哲久君） 一般質問を行います。

まず1番目に、学童保育委託事業者の選定手続について質問します。

町民の公文書開示請求により、2020年10月27日に開催された学童保育委託事業者選定のためのプロポーザル審査会の議事録が開示されています。

議事録の最後に「結果発表」の項目があり、「採点結果は別紙のとおり。結果を公表し承認を得た」とあります。この審査会で決定された最優秀提案者が、その後の採点修正で別の事業者に入れ替わったことが6月議会で明らかになっています。したがって、この1回目の集計表である別紙は、採点がどのように変わり、最高得点者がどのように入れ替わったかを明らかにする重要不可欠な文書です。

私は5月27日、この別紙を開示請求しましたが、「不存在」との回答でした。議事録の別紙なので公文書であることは明らかです。実際に当日の審査会において、各審査委員の採点票を集計して、担当職員が作成した集計表を印刷し、審査会の場で審査委員に配付して検討いただき、1位を決定したと、担当課より聞いています。

現にあった公文書が、なぜなくなってしまったのか究明されなければなりません。

また、4月30日付の監査委員による監査結果報告書では、3名の外部委員に採点修正を依頼した方法について、「審査委員1名は直接修正を行い、残り2名の内1名は、採点票を写真で撮影しメールにてやり取りが行われた」とあります。

私は、同様に5月27日に、審査委員に間違い箇所を知らせたメール及び添付した採点票の写真の開示請求をしましたが、やはり「不存在」との回答でした。メールや添付した写真が公文書であることは、既に周知の事実であると思いますので、どこかの時点で廃棄したものであると思われま

以下、質問します。

1. 現にあった別紙は、いつ、どのような経過でなくなってしまったのですか。
2. 議事録の一部である別紙は、公文書であることが自明です。なぜ廃棄したのですか。

3. どうしてこんなことが起きたのですか。

4. 審査員に間違い箇所を知らせたメール及び添付した採点票の写真は、いつ、どのような経過で廃棄したのですか。

2つ目の質問に移ります。

随意契約保証型民間事業者提案制度の法的位置づけについて質問します。

3月の予算委員会において、この制度は、競争入札を基本とする地方自治法施行令に反する疑義があると私は意見を述べました。

予算委員会での担当課の説明は、昭和62年3月20日最高裁判例では、競争入札が不可能または著しく困難でなくても、その性質または目的が競争入札に適しないときは、施行令167条の2第1項第1号の随意契約を行うことができるとなっているとのことでした。三宅町は、今回のこの制度は施行令の随時契約1号ではなく、2号に該当するとの判断ですが、法への適合性の問題では変わりはないでしょう。

最高裁判例の事件は、ごみ処理施設の建設工事請負契約についてであり、保健衛生課にその施設の設計能力がなく、各業者が独自のプラントを有し、その構造や燃焼方法に差異があるため、設計が一定でなく、競争入札にするのが適当でないとの理由から4社を指名業者とし、施設の建設予定地において工事内容の現場説明を行い、翌日に4社による技術説明会が行われ、その後各社から見積書が提出され、そのうちの1社と随意契約を締結したという経過です。

三十数年前の事件ですが、この選定方法は、総合評価方式と言われる現在のプロポーザル審査方式に準じたものに見えます。こうした事情もあり、最高裁判例は、随意契約でやる場合でも、競争入札を基本とする地方自治法及び施行令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して、当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものとしています。

立ち返って、三宅町の随意契約保証型の提案制度は、この最高裁判例の事例とは明らかに違っています。事業の対象を特定せずに、あらかじめ随意契約を約束するものであり、随意契約に該当するかどうかを個々具体的に検討すべきとしたこの判例が法的根拠足り得るのか疑問です。

そこで質問します。

1. 随意契約保証型民間事業者提案制度が地方自治法施行令に反しないという法的な検討を弁護士等に依頼したのか。

2. 依頼した場合は、弁護士等からどのような見解が示されたかをお答えください。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 渡辺議員からの2件の一般質問につきましては、事実関係の確認等が中心であるため、学童保育委託事業者の選定手続については健康子ども局長が、随意契約保証型民間事業者提案制度の法的位置づけについては、みやけイノベーション推進部長より回答いたします。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 渡辺議員からの学童保育委託事業者の選定手続についての一般質問にお答えいたします。

まず、現にあった別紙は、いつ、どのような経過でなくなってしまったのですかというご質問についてですが、審査会当日、採点終了後に採点票を回収し、担当者2名により集計を行い、集計結果表を1枚印刷し、審査委員長に渡し、審査委員長より審査結果を公表していただきました。その後、審査委員皆様の承認を得て閉会しております。

閉会后、決裁文書を作成するために、審査採点票を確認したところ、3名の審査員の採点に評価基準にのっとっていない採点が記入されていることが判明しました。

その後、採点を誤っていた3名の審査員に修正を依頼し、その審査採点票を反映させ、再度集計表を作成し、誤った採点による集計表と差し替え、決裁文書を作成しています。

誤った採点で集計した集計表は、文書作成にミスがあったとの認識から、決裁完了後に廃棄してしまいました。

次に、議事録の一部である別紙は公文書であることが自明です。なぜ廃棄したのですかというご質問ですが、経過の説明の際にもお話ししたように、審査会閉会后に決裁文書を作成する前に採点ミスを見つけ、該当審査員に修正していただき、その後修正後の集計表を作成しました。このため、修正前の集計表については作成ミスの文書であるという認識となり、公文書であるという認識には至らず、廃棄してしまいました。

さらに、審査員に間違い箇所を知らせたメール及び添付した採点票の写真は、いつ、どのような経過で廃棄したのかというご質問についてですが、外部の方とはインターネットメールでやり取りを行っております。インターネットメールに送信されるメールは膨大な量になります。送受信されたメールについては、必要な文章はそれぞれ担当者が自分のLGWANに接続するPC内に保存するか、もしくは印刷をし、紙ベースで保管するようしております。

すので、時間経過とともに定期的にメールを削除し、整理しております。

当該メールにつきましても、同様の手順により削除してしまいましたので、令和3年5月27日の開示請求の回答では、「不存在」としております。

最後に、どうしてこんなことが起きたのかというご質問ですが、6月議会でも、町長より説明させていただきましたとおり、公文書管理に対する認識の低さから、最終結果となる集計表のみを公文書と認識し、作成過程の記録である個票や採点ミスした点数で作成した集計表を公文書には当たらないと判断してしまったこと、審査会の運営、それまでの準備について課内での打合せや見直しが不十分であったこと、また、採点ミスを見つけた際、事象に対する対応方法を熟慮せず対応に当たってしまったことが原因です。

今後このようなことを起こさないよう、見直しが行われた文書規程や作成されたプロポーザル方式の実施に関するガイドライン等を遵守し、誠心誠意業務に当たってまいります。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 随時契約保証型民間事業者提案制度の法的位置づけについてご回答させていただきます。

地方公共団体の行う契約事務の執行は、公正さが最も求められるものであり、同時に機会の均等の理念に適合し、かつ経済性を確保することも必要であることから一般競争が原則です。

他方、昨今の多様化、高度化、複雑化する行政課題に対応するためには、原則論に基づく一般競争入札では当初の事業目的は達成できず、課題解決が困難な業務については、専門的、技術的な見地から提案を求め、その審査等により契約の相手方を特定する公募型プロポーザル方式や総合評価落札方式による契約手続が国や地方公共団体において積極的に活用され、民間においても広く認知されていることは周知の事実です。

そのような中、本町でも豊富な知見やリソースを有する民間事業者との協働の下、直面する行政課題に対応するため、昨年度より随時契約保証型民間事業者提案制度を試験的に導入し、さきの3月議会においても、本制度の実施に必要な最小限度の費用を令和3年度の当初予算において計上し、承認いただいたところです。

本制度は、あらかじめその目的と趣旨、事務手続の内容や手順のほか、行政課題のテーマや審査基準等を事前に公表した上で、提案書類の提出を求め、提案内容そのものの独創性や本町にとってより効率的・効果的で、住民サービスの向上に資するものかどうか、また、価格競争の妥当性の有無等の観点も踏まえ、適正な審査手続を経て提案の採択、もしくは不採

択を決定いたします。その後、相手方との協議成立をもって採択した提案内容を基に事業化し、その事業の実施について随意契約を締結することとなります。したがって、本制度は提案の内容いかんを問わず、随時契約を必ずしも約束するものではなく、個々具体的な検討を行った上で、妥当性のある提案内容に限り随時契約の方法によることを保証するものであることから、本町といたしましては、本制度に基づき事業化される事業につきましては、随意契約の適用要件や判断基準に合致するものと理解しております。

なお、本制度に係る法的な検討を弁護士に相談、依頼いたしましたところ、さきに議員がお述べの昭和62年最高裁判例は、随時契約によることができる場合の判断基準を明示した上で、普通公共団体の契約担当者の裁量について判示したものであること、また、当該部分は当該事案に限定されない一般論を述べたものであること、随意契約締結全般の指針となる考えであること、その上で、本制度は、審査基準等に基づき随意契約の対象となる事業の実施が妥当であるかどうかを個々具体的に検討する仕組みが担保されていることから、前述の最高裁判例に沿うものであり、地方自治法に反しないものであるとの見解をいただいております。

以上でございます。

○議長（辰巳光則君） 渡辺哲久君。

○5番（渡辺哲久君） 再質問を行います。

1つ目の課題、学童保育の件です。

まず、審査会の議事録は後日作成したというふうに聞いています。この議事録を作成した時点で、別紙は既に廃棄されていたということになるのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 審査票の修正依頼をさせていただいて、集計結果が出た時点で議事録のほうを作成させていただいております、その後に。そのとき、審査会のときに公表した、審査委員長のほうにお渡しした審査結果表については、議事録を作成した時点ではまだありましたけれども、それについては公文書というか、採点票、集計表としては作成ミスした文書ということで、担当者のほうが考えておりましたので、もう議事録を作成したときには、作成した後に、決裁をいただいたときに廃棄のほうはしております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺哲久君。

○5番（渡辺哲久君） そうすると、審査会の議事録を作成した時点では存在していたが、それを基にして決裁に上げていく段階で、審査会議事録の別紙については、誤った文書である

からということで廃棄したという答弁ですね。そうすると、決裁に上げる時点で別紙がないという状態で議事録が作成されている。その上で決裁をしていくということになると、何を添付するのかということで、そういうちょっと経過はそういう説明で分かりますが、決裁を上げていく段階で議事録の添付が、ある程度決裁を上げる段階では既に処分して、ないということであれば、決裁を上げるときに別表というのはなくなっちゃっていますよね。そこは作成者は矛盾を感じなかったのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 先ほどの答弁でもお答えしたように、別表という存在については、採点ミスを訂正していただいた後の集計結果表を別紙として捉えておりましたので、審査会のときに作成した集計表については採点ミスの分なので、作成ミスとして捉えていたと聞いております。ですので、採点のミスを修正していただいた後の集計結果を別紙として捉えて、議事録と一緒に決裁文書を作成しております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺哲久君。

○5番（渡辺哲久君） 議事録には、審査会の開催の日時と時間が記載されています。13時開始だったかな、17時終了で、議事録はその間の議事録ということになるわけですね。別紙は以下のとおりというのは、1回目、1回目というか、正式に言うと審査会は1回しか開けていないので、審査会で採択された最終的なクオリスではない事業者が当選したという、そういう結果が別紙として本来ついているというのが審査会の議事録ですよ。そこに修正したものをつけるということは、17時以降の経過で作成したものをここに付けるということは、公文書を厳しく言えば偽造する行為と言われても仕方がないと思うんですが、そこはおかしくないんですか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 確かに渡辺議員がおっしゃるとおり、今から思えば、公文書に対してどこまでをどういうふうに公文書と見なすものであるかとか、あと、議事録の作成等について甘さがあったというか、きちんとできていなかったというふうにしかお答えができない状況だと思っております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺哲久君。

○5番（渡辺哲久君） 私が質問している核心は、議事録を作成した担当課の職員さんは、作成しながら矛盾を感じたと思うんですよ。時間がこの時間で、別紙のとおりということは、1回目、ほかの事業者が当選したと、そういうことになっちゃうんだけど、実際に決裁

に上げる文書はそうではない。修正後のクオリスが1位として当選するものをつけられて上がっていくということで、作成している側がこれでいいんだろうかと、本当にこのまま押し切っちゃっていいんだろうかというふうに矛盾を感じて判断に迷う、揺れるというのが当然あったんじゃないかと思うんです。そういう相談はなかったんですか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 確かに矛盾を感じるということでは、担当者のほうではそこまでの相談はなかったんですけども、一応どういった形で作成するかということでは、私のほうも入らせていただいて、相談のほうは乗っていますので、私のほうの認識についても甘さがあったとしか言いようがないと思っています。

○議長（辰巳光則君） 渡辺哲久君。

○5番（渡辺哲久君） 先ほどの回答で一番最後のほうで、採点ミスを見つけた際、事情に対する対応方法を熟慮せず対応に当たってしまったことが、この事態を引き起こした原因であるというふうに回答いただきました。この熟慮せずというのは、今から思えば、そのミスが発見された段階で何を熟慮すべきであったのかというふうに考えますか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 採点ミスを見つけたときに、適切に協議のほうを行いました、審査会を再度開催すべきであったというふうに今では考えておりますし、採点ミスにつきましても、個別で修正のほうをお願いするのではなく、きちんと審査会のほうを開かせていただいて、その場でお話を進めていくべきだったと考えております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺哲久君。

○5番（渡辺哲久君） 問題の核心はそこだと思うんです。規程が不整備であったとか、そういう問題ではないです。当然、作成する人は疑問を感じたし、これ、このまま押し切っちゃっていいんだろうかと揺れながら、どうしたらいいんだろうかと、そこが一番の問題だと思うんです。この事態でいえば、決定的なことは採点修正によって1位当選者が入れ替わったことなんです。入れ替わった段階で、既に審査会で決定したものと違う決定を行政担当者でしてしまう。監査報告では文書でお送りして、異論が出なかったのも、承認されたというふうに理解したと書いてありましたけれども、そんな規程は条例にはありませんから、それは条例に反した行為。だから、ミスが発見された段階だったのか、どの段階だったのかと、幾つか気がつく段階はあったと思うんですけども、やっぱり1位当選者が入れ替わるということが分かった段階では、絶対にそれはもう行政サイド、行政権限で押し切って変更するとい

うことはやっちゃいけない行為だというふうに、担当者も長たる人たちもそこで踏みとどまるべきだったというふうに思います。なぜそれができなかったのかということが問題の核心なので、そこについて打開していかないと、規程を整理したから問題は解決するという問題ではないのではないかというふうに思います。

ちょっと時間がないですけれども、一言あればお願いします。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 渡辺議員のほうからおっしゃられたとおり、本来であれば、最優秀候補者の方が入れ替わった時点で、きちんと審査会を再度開くべきであったと考えております。ただ、紙ベースでお知らせして、私どものほうも、紙ベースでお知らせしただけではなく、きちんと審査員お一人お一人に一旦お話のほうはさせていただいて、これで承認していただけるかということでお話をさせていただいたということもあって、今回、こうした審査会をもう一度開くというところまできちんと熟慮できなかったという甘さがあったと思っております。

今後は、先ほども言いましたとおり、きちんと文書規程もそうですけれども、ガイドラインを遵守することはもちろん、職員一人一人、きちんと審査会であったりとか、そういう業務に対して真摯に当たっていきたいと考えておりますので、ご指導ご鞭撻のほうよろしくお願いします。

○議長（辰巳光則君） 最後ぐらいで、はい。

○5番（渡辺哲久君） ちょっと時間がほとんどなくなって、2つ目の質問、2点だけ。

1つは、回答の中で、この判例は事例となった事業の判断をしたのではなくて、「当該部分は当該事案に限定されない一般論を述べたもので、随意契約締結全般の指針となる考え方であること」というふうに書いてあります。その一般論をどう理解するのかということをめぐる、私は三宅町の随意契約保証型民間事業者提案制度の理解が間違っているのではないかというふうに質問しています。その一般論というのを行政としてはどういうふうに理解しているのかということが1つ。

それから、個々具体的に検討するという、これは最高裁判例の中でも、地方自治法施行令は競争入札を基本としているので、例外でこういうことをやる場合は、個々具体的に検討してその必要性を明らかにしなくてはいけないというふうな判例自身が出ているということがあって、個々具体的に検討する手続があるというふうにおっしゃっていると思うんです。提案を受けた段階で、例えば、これは一般競争入札で対応できるケースである。あるいは、

プロポーザル型で対応できるケースである。そういう提案を受けた場合に、そのときはどう
いう対処をするんですか。

その2つ、ご回答をお願いします。

○議長（辰巳光則君） 最後はもう回答だけで。

竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 2点ご質問いただいた1点目の一般論の解
釈なんですけれども、確かに最高裁判例につきましては、ごみ処理場のプラントに関して、
最高裁は個別具体的にの判断という形で判示したものであるということでございますけれども、随
意契約全般の考え方につきましては、判例にもありますように個々具体的な検討云々という
ところをもちまして、その判例に示された判断が今回の民間提案の、事業者の提案そのもの
の審査基準とか、審査過程そのものが合致するかというところを町としても重きを置いて検
討した結果、一般論として、この随意契約締結の根拠足り得るものというふうに理解してお
ります。

2点目の個々具体的な判断というところでございますけれども、これにつきましても随意
契約保証型民間事業者提案制度そのものの、先ほども申し上げましたとおり、プロセスその
ものの段階で個々具体的に提案内容を判断させていただいております。その中にも当然価
格競争に付することが妥当かどうかというところの観点からも、判断というのが入りますの
で、その点を判断基準の中に入れてさせていただいて、審査をさせていただいているというこ
ともございますので、そこはクリアした上で、随意契約するかかどうかという事業の特定をし
ていくというプロセスの中で妥当な制度であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（辰巳光則君） これで渡辺哲久君の一般質問を終わります。

◇ 松 本 健 君

○議長（辰巳光則君） 次に、4番議員、松本 健君の一般質問を許します。

4番議員、松本 健君。

○4番（松本 健君） 議長のお許しを得ましたので一般質問を行います。

私の質問は、6月議会の一般質問、プロポーザル審査会についての町長、副町長の答弁に
ついての質問となります。

6月の一般質問で私の再質問と町長、副町長の答弁において、副町長が2日目の集計の結

果が変わったことを知ったのはどのタイミングですかといった質問に対して、副町長の回答は、「修正をする必要があり、修正をして、採点の結果が変わって、その合計が変わり、最終提案者が変わったということは把握しております。」のように答えておられました。

この部分について質問です。

副町長は、修正をする必要がありの段階で報告があり、指示をしたのか。また、修正をして、採点の結果が変わった段階で報告があり、指示をしたのか。最終提案者が変わりそうだというのが分かった段階で報告があり、指示をしたのか。各段階での報告、指示の状況をお教えてください。

また、それぞれの段階で町長への報告、町長からの指示の状況はどうだったのか、お教えてください。あわせて、どの段階で、決裁はどういった文書で行われたのか、お教えてください。

今後の再発防止のためには、この部分が明確になることが絶対に必要と考えるので、ご回答をよろしくお願いいたします。

なお、再質問は自席で行います。

○議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） 松本議員からの一般質問につきましては、事実関係の確認等が中心であるため、健康子ども局長より回答いたします。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 松本議員からの一般質問について、私のほうから回答いたします。

各段階での報告、指示の状況についてですが、まず、審査会翌日に、私と健康子ども課長より審査委員長である副町長に採点ミスがあったことを報告し、今後の対応について協議を行いました。

協議の結果、該当する審査委員へ審査要領にのっとり採点に修正を依頼することとし、採点ミスのあった審査委員の方に連絡し、修正を行っていただき、採点票がそろった後集計を行いました。集計の結果、最終提案者が変更となりましたので、そのことを各審査委員の方に報告し、最終審査結果として承認いただけるかの確認を行いました。全ての審査委員の方から承認をいただいたことを審査委員長である副町長に報告を行い、審査会の結果としました。

町長への報告は、各審査委員より承認を得た後、最終提案者を決定し、決裁文書を作成した後に報告しております。報告の際に、審査会で採点ミスがあったこと、審査会翌日に該当

審査員に連絡し、修正を依頼したこと、その結果、最終提案者が変更となったことを口頭により報告し、その際に町長より注意指導を受けております。

決裁については、審査会の結果報告書として、審査員名簿、プレゼンスケジュール表、議事録、集計表を添付し、優先候補者が決定したことの報告をもって決裁をいただいております。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 再質問、松本 健君。

○4番（松本 健君） ありがとうございます。

植村局長に2点質問です。

1つ目は、議事録を作成する段階までは、初日の委員会は何かテープ記録されていたと思うんですけども、そのテープというのは議事録を書かれる段階までは多分あったと思います。通常考えると、決裁が下りるまで、議事録が承認されるまで持たれていたと思いますが、そういうテープは存在して、決裁が終わるまで物は存在したのでしょうか。1点目です。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 多分審査会のときに録音のほうはしていたかと思います。

テープのほうの消去については、議事録作成後、町長のほうに決裁文書を承認いただいた後に消していると思います。

○議長（辰巳光則君） 松本 健君。

○4番（松本 健君） ありがとうございます。

もう1点、今、時系列で細かく説明していただきましたけれども、修正が必要となったことを副町長と相談した上で、修正することに決めました。修正を行いました。結果が返ってきたところで1位、2位が逆転しました。1位、2位が逆転したところで、それを各委員に通知されている文書が委員長名で出ていると思いますが、逆転して、委員長名で逆転しましたという連絡をする段階では、副町長に報告をされているんですか。それとも、委員長名でもう局長がそのまま出されているのか、どちらですかね。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 1回目と2回目で最優秀候補者が変わったという段階で、審査員の方に、逆転したんですけどもということで、承認していただく連絡を取らせていただくのは、まだ副町長のほうには連絡を入れていなかったんですけども、結果通知書を送るのは、審査員の方に承認いただきましたのでそれでよろしいですかということで、副町

長のほうに確認の報告をしておりますので、その後に審査委員長名で出させていただきます、審査結果表のほうは。

○議長（辰巳光則君） 松本 健君。

○4番（松本 健君） 結果通知は後から出ていて、その前に電話等で、変わりました、いいですかという連絡をしたということですね。分かりました。

続きまして、ちょっと時系列で確認していきたいと思います。

採点内容に修正すべきところが見つかって、翌日、修正必要と判断しましたと。修正必要と判断したときには、委員長である副町長と協議をした上で修正するという話になりましたと。その際、副町長に質問したいんですけども、一旦委員会で決まったものに対して、この修正が必要だな、この修正をすることのほうがいいなというふうに判断された理由、背景を説明いただけますか。

○議長（辰巳光則君） 副町長。

○副町長（金井壮夫君） 今のご質問ですが、6月議会で植村局長から回答があったのと同じ趣旨にはなりますが、いわゆる3名の審査員の個票で、10点満点中5段階で評点を記入すべきところを10段階での評点が記入されて、このような項目が8項目もあるということで審査会の翌日報告を受けまして、それぞれの審査委員でのかなりばらつきがあるということで、これではまずいと私は判断しまして、全て審査委員との当然最終的には同意を得た上で、

条例には合議形式ですするという趣旨にありますので、ただ、条例には細かいところは何も記載されておりません。先ほどちょっとそういった発言をいただいていたかと思うんですけども、今回はガイドラインではその辺を細かく見させてもらっているんですが、そのようなところで私のほうで判断させてもらって、再度それぞれ委員に訂正をしてもらおうということに至りました。

○議長（辰巳光則君） 松本 健君。

○4番（松本 健君） 修正するならば、もちろん委員会の委員長の権限でやるべきだと思いますけれども、やる際に、例えばもともとつけていた点数が、1位、2位、3位というのがあったときに、1位、2位、3位がその人の採点の中で入れ替わるとかというのは、この修正理由からしたらあり得ない話だと思うんですけども、修正に対して何らかの制約、どういう修正までは許可します、どういう修正はしないでくださいといった、修正の際の制約というのは何か与えられたのでしょうか。副町長からどういう指示があったのかと、実際、担当局はその後どうされたのか、両方お答えください。

○議長（辰巳光則君） 副町長。

○副町長（金井壮夫君） 具体的にどう詳細な指示をしたというところまでは、それぞれのケースがありまして、審査委員のご意向も尊重するということですが、当然あまり大きな点数での変更とか、それぞれの評価点は変わってくると思いますけれども、順位というのまでは、ひっくり返るといのは、そこまで大きく点数を変更するといのは、そういった指示とかはしていません。ただ、詳細、具体的な指示はしていません。そこまでは、はい、記憶の範囲でございますけれども、はい。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） この協議の際ですけれども、こちらの事務局側の提案といたしまして、大きく採点を変えないよう、間違った採点をされた場合、本来であれば偶数で点数をつけていただかないといけなかったところを、4点とつけないといけなかったところを5点とつけていただいている方については、その前後、5点じゃなくて4点か6点、前後1点低くするか高くするかという形での修正をお願いしようということの話のほう終わりました、各採点ミスがあった審査委員の方のほうに連絡を取らせていただいております。

○議長（辰巳光則君） 松本 健君。

○4番（松本 健君） 今となつては、修正後の点数票しかございませんけれども、そこで1位と2位の差が3点差なら、少なくとも1位と2位がひっくり返るといのは、4点以上、3点以上、それなりの点数差が現れないと出てこない数字になっています。先ほど植村さんがおっしゃったようなルールで点数を変えていて、なおかつ順位が変動しないように並べ直したとしたら、ちょっとそういう逆転現象といのは私からは認識できない。実際あり得ない変更になっているというふうに考えられます。順位を変えずに、例えば、8、7、6だったのを8、6、4とか、順位を変えずに大きく数字を変えたところで何か出てくる可能性はあっても、変えるにしても、偶数段に落とすといのは、プラマイ1とかという内容であれば、4点以上の差といのは出てこないように私は思うので、非常に疑問を感じております。これは一つの感想なんですけれども。

続きまして、再質問に移りたいと思います。

この修正が必要だと判断されて、その後修正結果が返ってきました。修正結果が返ってきた段階ではまだ決裁には至っていないわけだから、修正前の票も役場の中には存在すると。もちろん多分副町長なんかは、前日に発表されているんだから、元の点数はどうであって、

今は何でこんなに数字が変わったんだろう。数字が変わって、1位、2位が入れ替わったんだということは認識されていたと思います。修正結果が逆転したという報告に関しては、副町長は受けられた後、町長には連絡されているんですか。副町長、お願いします。

○議長（辰巳光則君） 金井副町長。

○副町長（金井壮夫君） まず、修正のほうがありまして、修正結果がそれぞれ返ってきて、当然修正後の集計表、修正前と、それは確認をしております。

ちょっと先ほどの話でございますが、3名の方が誤りがありまして、このような項目が8項目ということで、それぞれ差を1点ずつつけられているような形で、あまり不自然なところは、私のそのときの記憶では感じなかったということで申し上げさせていただきます。

それから、その結果、これが審査日が10月27日で、そういった誤りを発見してということの報告を翌日28日の朝に受けまして、早速集計の採点修正の依頼等をしまして、新たな再集計がされたというのは、もうその28日、審査日の翌日の28日の夕方でございますが、確認しまして、その後、審査会の範囲内でございますので、各審査委員のほうに結果のほうを連絡させていただきまして、それがその日の遅くです。さらに翌日の29日に、その内容で変わりましたという文書のほうも発出しています。先ほど植村局長から回答がありましたように、その結果報告について起案をしまして、決裁という形で町長のところに決裁文書を持っていきまして、そのときに、全てのこれまでの経過等も報告をされているということでしております。

○議長（辰巳光則君） 松本 健君。

○4番（松本 健君） 今のところで、まず、委員長自身は前後を比較して何か目立つようなというか、変な修正はなかったと、妥当な修正だろうという判断をされたと。それをもって各委員にも説明しないといけないというか、各委員の了解を得ないといけないからといったときに、各委員には、修正した3名の方がどう修正したのかというのは示された上で、これならよろしいでしょうという連絡はされているのか、されていないのか、教えてください。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 三宅町のあざさ苑のほうに来ていただくことが可能な審査委員の方が1名しかいらっしゃいませんでしたので、その方に対しては、結果表のほうを確認していただいております。残りの2名の方については、電話で連絡を取らせていただきまして、電話のほうで審査内容のほうを説明させていただいております。あとの内部の、役場内の審査委員については結果のほうを確認していただいております。

○議長（辰巳光則君） 松本 健君。

○4番（松本 健君） これね、初日の審査の結果もそうですけれども、審査委員同士が自分の採点以外は、隣の審査委員の方がどの項目に何点つけたかというのは、この前の報告を見る限りは分からない、連絡していない、知らせていない。最終的に合計点だけを5百何十何対5百何十何対何々で、どこが1位、どこが2位、どこが3位でしたというような報告をされていると。それ自身にも今後改善の余地はあると思います。周りの審査員の方がどういう点数をつけたのかというのは、委員全員で決めるものだからやっぱり知るべきだと思います。

今回、修正の際に、修正内容が妥当なのかというのも、修正に携わらなかった人も含めて全員に見せるべきだと思います。その辺は、今後プロポーザルの審査を変えていく中でぜひ反映させていただきたいと思いますね。

あともう1点、最後のほうになりますけれども、これで修正結果が逆転したということを確認させましたと。その後、それを公表する前に多分決裁という形で文書をまとめて作成するんでしょうね。それが終わったところで、その業務は一応区切りになるのかと。その決裁の際に、途中の修正があったということは、先ほど植村さんが回答していただきましたけれども、最終提案者が変更となったことを口頭により報告しており、注意指導を受けております。多分、決裁の段階で決裁文書には、途中修正しましたということは一切何も書かれていない形で文書はまとめられていて、ただ口頭で、こういうことがありましたということを報告したということなんでしょうか。また、注意指導を受けてというのは、どういうことになるんでしょうか。これは、植村さん。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 決裁文書のほうには、修正等の議事については記載というか、添付はしておりませんでした。ただ、経過、経緯については文書のほうを作成しておりましたので、そちらで町長のほうには説明のほうはさせていただいております。

確かに、こちらの最初から採点ミスをしたこと自体、採点ミスをしたというか、採点ミスを招いてしまったという審査会の運営方法であったりとか、あと、その後に審査会のその場でミスを見つけられなかったといった点について、町長のほうからは指導を受けて、注意を受けております。その辺の事務のやり方であったりとか、審査会の開催の仕方であったりということについてきちんと課内のほうで協議するように、また、修正を今後きちんとするようというふうに注意指導のほうを受けております。

○議長（辰巳光則君） 松本 健君。

○4番（松本 健君） 決裁文書の取りそろえとしては、明らかに議事録は初日の議事録に対して2つ日後の集計結果が後ろに貼りつけられていると。初日から2日目に当たる重要な委員長との協議で修正が必要だと分かりました。修正した結果、1位、2位が逆転しましたがけれども、その変更内容は妥当なものと考えますといったようなところの議事録というのは、作成されているんですかね、まず。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 協議内容等についての議事録というか、先ほど言ったように、経過、経緯に関してはまとめてはおります。

○議長（辰巳光則君） 松本 健君。

○4番（松本 健君） その経過、経緯というのは決裁文書には載っているんですか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 決裁文書のほうには添付しておりません。

○議長（辰巳光則君） 松本 健君。

○4番（松本 健君） じゃ、町長に質問です。

そういう決裁文書が回ってきたときに、ちょっとイレギュラーな取扱いをしてしまいましたというところに対して指摘するのはもちろんあるかと思えますけれども、イレギュラーなことをやったらやったでそれを記録に絶対に残して、ちゃんと最終的な記録を、決裁文書、これじゃ足りないじゃないのみたいな指摘はなかったんですかね。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） そちらのほうは不肖というか、そこは至らなかった点かなというふう
に反省しております。

○議長（辰巳光則君） 松本 健君。

○4番（松本 健君） 根本原因というか、何をこれから正していくべきなのかといたら、やっぱりこういうイレギュラーなことは絶対あると思います。イレギュラーなことをやる際には、イレギュラーなことをやってもいいということを判断すべき人が判断して、その人に全部報告を上げて、その人がどうしたんだ、誰が何を決めたんだというのを全部記録に残す。それが一番重要だと思います。それが今回の規程を改めますとかといったところで改善されるかという、そういう項目じゃないと思うので、そういう観点からの今回の事例への振り返りというのもお願いしたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 今、ご指摘の点というのは非常に大事だなというふうに思っています。今回のプロポーザルのガイドラインのほうにも、そういった不測の事態があったとき、どういふような協議をしていくかというところもしっかりと定めて、そのとき、あったときにどう対応していくかというところも、今回ガイドラインのほうで定めさせていただいて、改正のほうをしていきます。ただ、本当にこれはつくったから改善ではなく、しっかりと職員の意識づけというところも併せて行っていく必要があると考えていますので、議員のご指摘いただいている点というところ、ご意見というところを尊重しながら行政運営を進めてまいりたいと思いますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 松本 健君。

○4番（松本 健君） 最後に一言苦言を呈すようですけども、最終的に、今回の問題が起きたときに職員の意識をどうのこうのというふうに町長はよくおっしゃいますけれども、それよりも、これを判断するときにもっとやっぱり判断すべき人の責任、判断すべき人がどう反省して、これからどう判断していくのか。結局、最後は判断だから間違ふこともあると思いますけれども、絶対に情報を残すというのは大事だと思います。だから、「職員の意識を」と言う以前に、まず、自らの身を正していただきたい。余計なことかもしれないですけども、考えております。よろしく申し上げます。

○議長（辰巳光則君） 回答はいいですか。

○4番（松本 健君） はい。

○議長（辰巳光則君） 以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（辰巳光則君） これをもちまして、本日の日程は全て終了しました。

なお、明日7日より16日までは各常任委員会並びに特別委員会開会のため休会とし、9月17日午前10時より再開し、特別委員会並びに各常任委員会に付託されました各議案について、委員長の報告を求めることにします。

本日はこれにて散会いたします。皆様、お疲れさまでした。

（午後 0時08分）

令和3年9月三宅町議会第3回定例会〔第3号〕

招集の日時 令和3年9月17日金曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

| | | |
|---------|---------|---------|
| 久保憲史 | 川 鱈 実希子 | 瀬 角 清 司 |
| 松 本 健 | 渡 辺 哲 久 | 森 内 哲 也 |
| 辰 巳 光 則 | 松 田 晴 光 | 池 田 年 夫 |

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

| | | | |
|-----------|---------|----------------|-----------|
| 町 長 | 森 田 浩 司 | 副 町 長 | 金 井 壮 夫 |
| 教 育 長 | 澤 井 俊 一 | みやけイノベーション推進部長 | 竹 谷 公 秀 |
| 総 務 部 長 | 森 本 典 秀 | 健康子ども局長 | 植 村 恵 美 |
| 住民福祉部長 | 宮 内 秀 樹 | 教育委員会事務局長 | 中 谷 亮 一 |
| まちづくり推進部長 | 岡 橋 正 識 | 会 計 管 理 者 | 北 村 し の ぶ |

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

| | | | |
|--------|---------|--------|-------|
| 議会事務局長 | 今 中 建 志 | モニター室係 | 長谷川 淳 |
| モニター室係 | 山 内 亮 | | |

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

| | | | |
|---------|---------|-----------|---------|
| 8 番 議 員 | 松 田 晴 光 | 1 0 番 議 員 | 池 田 年 夫 |
|---------|---------|-----------|---------|

令和3年9月三宅町議会第3回定例会〔第3号〕

議 事 日 程

令和3年 9月17日 金曜日

午 前 10時00分 再 開

日程第1

特別委員長及び常任委員長報告

- (1) 決算審査特別委員会委員長報告
- (2) 総務建設委員会委員長報告
- (3) 福祉文教委員会委員長報告

◎開議の宣告

- 議長（辰巳光則君） それでは、定刻になりましたので、始めさせてもらいたいと思います。
令和3年9月三宅町議会第3回定例会を再開します。
ただいまの出席議員数は9名で、定足数に達しております。
よって、議会は成立しました。
これより本日の会議を開きます。

（午前 9時58分）

◎議事日程の報告

- 議長（辰巳光則君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。
-

◎特別委員会委員長及び常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（辰巳光則君） 日程第1、特別委員会委員長及び常任委員会委員長の報告についてを議題とします。

去る9月6日の本会議におきまして、常任委員会並びに決算審査特別委員会へ付託いたしました議案等について、各委員長の報告を求めます。

まず、9月8日と9日に開会されました決算審査特別委員会の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、久保憲史君。

- 決算審査特別委員会委員長（久保憲史君） 去る9月3日、第3回定例会本会議において決算審査特別委員会が設置され、6日に当委員会に審査付託を受けました令和2年度三宅町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計歳入歳出決算について、予算の執行が関係法令に沿って適正かつ効率的に行われたかどうか、行政効果が発揮できたか、行政運営が万全に図られているかなどに視点を置き、去る8日、9日の2日間にわたり委員会を開催し、慎重に審議をいたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

最初にご承知のとおり、財政健全化法に係る健全化判断比率報告で、実質公債費比率については、令和元年度より令和2年度は9.9%から10.2%になり、将来負担比率も27.6%と基準値を下回り、今後の行政運営にますます期待をするところであります。

それではまず、令和2年度三宅町一般会計歳入歳出決算について、歳入決算額は51億7,233万9,735円で、歳出決算額は49億5,543万452円、歳入歳出差引額は2億1,690万9,283円

であります。

次年度へ繰り越す事業として、複合施設整備事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、避難所コロナウイルス感染症対策事業、ICT環境整備事業等に係る一般財源分である、繰越明許繰越金6,641万4,000円と歳計剰余金繰越金1億5,049万5,283円が繰り越されています。

次に、歳入について主なものとして、町税で6億321万5,790円となり、徴収率は99.6%、歳入決算額に占める割合は11.7%になっております。

地方譲与税及び各交付金収入では1億6,800万3,000円で、歳入決算額の3.2%であります。

地方交付税は17億9,391万6,000円、歳入決算額の34.7%になっております。

分担金及び負担金並びに使用料及び手数料では、幼稚園保護者負担金をはじめ、式下中学校普通交付税負担金、町営住宅使用料並びに指定ごみ袋売払い手数料ほか、各施設使用料等を含め8,552万8,222円で、歳入決算額の1.7%となっております。

国・県支出金では、障害者自立支援給付費、児童手当交付金、特別定額給付金給付事業費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、子ども・子育て支援整備交付金、社会資本整備事業補助金、国民健康保険及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金、各種福祉医療費県費補助金、県民税徴収事務委託金等を合わせて14億4,553万3,919円となり、歳入決算額の27.9%になります。

財産収入では、土地売払い収入、各基金利子等を合わせて482万7,842円となり、歳入決算額の0.1%となっております。

寄附金では、一般寄附金並びにふるさと納税で1,776万4,700円があり、歳入決算額の0.3%となっております。

繰入金並びに繰越金では、公債償還基金繰入金、ふるさと納税基金繰入金、公共施設整備基金繰入金、前年度歳計剰余金繰越金及び繰越明許繰越金を合わせて1億6,933万4,753円となり、歳入決算額の3.3%となっております。

諸収入においては、奈良県市町村振興協会市町村交付金、社会福祉協議会運営補助金返戻金及び保健福祉施設指定管理料返戻金、住宅新築資金等貸付金償還金の返戻、職員駐車場収入、一般コミュニティ助成事業助成金等を合わせて1,751万509円となり、歳入決算額の0.3%となっております。

町債では、臨時財政対策債、公共施設等適正管理推進事業債、各過疎対策事業債、奈良県市町村振興資金、学校教育施設等整備事業債、緊急防災減災事業債、移住定住促進事業等を合わせて8億6,670万5,000円となり、歳入決算額の16.8%となっております。

次に、歳出については、予算額に対する執行率は91.9%となり、そのうち、議会費は6,142万2,009円で、歳出決算額に占める割合は1.2%。

総務費は、総務管理費、徴税費、選挙費等ほかで21億5,709万9,258円と43.5%となっております。

民生費については、社会福祉費、児童福祉費を含め11億1,402万889円の22.5%となり、衛生費は、保健衛生費、清掃費を含め2億6,203万288円の5.3%であります。

次に、農林水産業費及び商工費は、合わせて1億3,656万9,881円の2.8%で、土木費は、土木総務費、道路橋梁費、都市計画費、まちづくり費、住宅費を含め4億1,570万9,497円の8.4%となっております。

消防費については、1億6,968万1,709円の3.4%となり、教育費では、小・中学校費及び社会教育費等を含め2億9,287万5,473円の5.9%であります。

公債費については、元金に利子を含めて3億4,602万1,448円で7.0%の執行であります。

執行された中でも主な支出の内容は、決算のあらましから会計全体の人件費で8億6,016万1,000円となり、歳出決算額の17.4%となっております。

補助費等については、退職手当組合負担金、特別定額給付金、奈良県広域消防組合分担金、三宅町社会福祉協議会運営補助金、後期高齢者医療給付費負担金、国保中央病院負担金、移住定住促進事業補助金、山辺・県北西部広域環境衛生組合負担金、山辺広域ごみ処理受託経費負担金、野球グローブ生産100周年事業実行委員会負担金、橋梁定期点検業務負担金、橋梁補修工事前払金負担金、新型コロナウイルス感染症対策学校臨時補助金及び式下中学校組合分担金等で10億9,568万円となり、歳出決算額の22.1%となっております。

繰出金は、各特別会計への繰出金として5億553万7,000円となり、歳出決算額の10.3%を占めております。

また、投資的経費については、総務費、土木費並びに教育費等の普通建設事業費が10億345万5,000円となり、歳出決算額の20.2%となっております。

次に、審査経過について申し上げます。

歳出のうち、人件費においては、正規職員、臨時職員における再任用及び会計年度任用職員数の状況についてを、総務費においては、固定資産台帳、財務書類作成支援業務委託の工期が複数年に及ぶため、業務の完了確認について、公共施設ICT環境整備事業に係る整備結果、利用状況及び財源内訳について、三宅ビジョン検討業務の委託先、目的や若手職員におけるプロジェクトチームの関わりについて、複合施設に係る蔵書図書の購入実績、三宅町

タウンプロモーション事業に係る但馬駅から太子道への案内板の設置、町例規集システム運用に係る経費において委託先、各課の更新手続状況、自転車駐輪場電気代に係る内訳及び防犯カメラ、庁舎事務委託に係る派遣職員の業務内容、守秘義務及び今後の正規職員対応の検討、住民情報系システム備品購入の内訳、リモート環境構築等委託料に係る整備内容及び利用状況の確認、複合施設整備事業に係る過疎債の状況、山辺・県北西部広域環境衛生組合によるごみ処理施設建設に伴う負担金額の見通し、上但馬老人憩の家及びあざさ苑に係る修繕及び今後の施設の在り方についてを。

民生費においては、幼稚園運営に係る保育士確保について、老人憩の家運営事業の委託先について、地域生活支援事業の内容についてを。

衛生費については、新型コロナウイルス関係従事者に係る給付金支給について、ワクチン接種1人に係る費用及び各種予防接種の内容についてを。

農林水産業費においては、今後の三宅町における農業の研究や状況について、ため池ハザードマップに係る防災ため池とするメリット等の確認を。

商工費においては、グローブ100周年記念事業に伴い、今後の地場産業も含めたPRの拡充についてを。

土木費においては、社会資本整備総合交付金事業及び三宅1号線道路整備事業に係る国庫支出金、過疎対策事業債及び一般財源の確認、事業未登記用地の購入、老朽危険空き家解体事業に係る対応状況、ため池及び公園に係る照明のLED化の進捗状況、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合での回収状況の確認と今後の脱退に対する考えを。

消防費においては、避難所におけるコロナ感染症対策備品購入についてを。

教育費においては、小学校施設整備基金積立金について、就学援助費及び就学奨励費の内訳について、教育団体における補助金の在り方について、古墳発掘調査に係る結果及び今後の対応について、文化ホールに係る使用状況と今後の活用方針についてを。

公債費においては、過疎対策事業債の計画に基づく確保状況について、おのおの質疑しました。

次に、歳入についての質疑としては、町税の収入未済額に対する今後の対応について、執行停止と不能欠損について、ごみ袋売払い収入について、旧上但馬共同浴場貸付けについて、町有財産の不動産売払い収入について、ふるさと納税における寄附金の使い道について、幼稚園バス使用料における未納、家庭状況の把握及び貧困世帯への対応について、コロナ禍に係る就園の状況について、シェアリングエコノミー活用推進事業の内容について、学校臨時

休業対策費補助金の内訳について、老人クラブの活動補助金における支給状況についての質疑を行いました。

次に、全体概要についての質疑としては、複数年にかかり支出継続する予算に対し、予算方針の考え方について、事業成果を図るには事業評価の必要性和原因分析等の現状について、森林環境譲与税基金における利用検討状況について質疑を行い、一般会計の歳入歳出決算については賛成多数で原案のとおり承認いたしました。

次に、令和2年度三宅町国民健康保険特別会計決算については、歳入決算額7億2,197万4,913円に対しまして、歳出決算額は7億1,063万3,883円で、実質収支は1,134万1,030円となった決算内容であり、歳出では、特定健康診査等事業に係る結果及び今後の施策について、ドック健診の受診状況についてを、歳入では、前年比較で収入額が増えた要因について、滞納整理の現状について、前年比較で県支出金が増えた要因についての質疑を行い、本委員会は賛成多数で原案のとおり承認いたしました。

続いて、令和2年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算については、歳入決算額1億2,925万1,488円に対しまして、歳出決算額は1億2,915万4,588円で、実質収支額は9万6,900円の決算内容であり、歳出では、人間ドック、脳ドック健診における受診件数の内訳についてを、歳入では、前年比較で収入額が上昇した要因について、保険料の滞納についての質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、令和2年度三宅町介護保険特別会計決算については、歳入決算額は8億894万9,598円に対して、歳出決算額は7億7,419万1,720円で、実質収支額は3,475万7,878円であり、歳出では、健康維持に向けた今後の方針について、訪問介護の状況について、地域包括支援センター業務委託及び地域介護予防活動支援事業の内容についてを、歳入では、保険料の不能欠損について、前年比較で国庫支出金が増えた要因についての質疑を行い、本委員会は賛成多数で原案のとおり承認いたしました。

次に、令和2年度三宅町公共下水道事業特別会計決算については、歳入決算額は3億1,087万3,265円に対して、歳出決算額は3億657万265円であり、歳入歳出差引額は430万3,000円であり、歳出では、地方公営企業会計移行業務委託料及び経営戦略策定業務についてを、歳入では、排水設備等工事指定工事店の継続手数料について、使用料滞納の対応についての質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、令和2年度三宅町水道事業会計決算については、収益的収入決算額1億8,509万4,382円に対し、支出決算額は2億960万2,317円で、収支差引額2,450万7,935円の収入減と

なっております。

また、資本的収支における収入決算額は347万6,000円、支出決算額は8,442万2,803円で、収支差引額は8,094万6,803円の収入不足となるため、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金から同額が補填された内容であり、支出では、町水道管の移設工事について、県水受水比率についてを、収入では、年間配水量に係る有収率の比較についての質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

以上が当委員会に付託を受けました令和2年度各会計決算の審議経過であり、また各種事業の費用対効果を含めた側面からも審議し、いずれも原案のとおり承認いたしました。

また、本委員会における議員間討議を行い、決算の性質上、単年度分となるが、複合施設整備のように複数年を要する事業は、過疎債等も含め財源内訳を整理まとめられた資料があれば、より事業の評価を行うことができるのではないかと意見が出たことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辰巳光則君） 続いて、9月10日午前9時30分より開会されました総務建設委員会の報告を求めます。

総務建設委員会委員長、渡辺哲久君。

○総務建設委員会委員長（渡辺哲久君） 去る9月6日、第3回定例会本会議において総務建設委員会に付託を受けました各議案について、10日に総務建設委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告します。

まず、議案第34号 令和3年度三宅町一般会計第3回補正予算案について、歳入では、地方交付税で、普通交付税額の確定により1億245万8,000円の増額補正がされています。

繰入金では、前年度歳計剰余金により、財政調整基金繰入金4,535万1,000円の減額、過疎債への予算振り替えにより、ふるさと納税基金繰入金30万円の減額、公共施設整備基金繰入金400万円の減額補正がそれぞれされています。

繰越金では、令和2年度決算額の確定に伴う前年度歳計剰余金繰越金1億4,049万5,000円の増額補正がされています。

町債では、臨時財政対策債の額確定による1,268万8,000円の減額、複合施設整備に関する公共施設等適正管理推進事業債、地域活性化事業債及び市町村振興資金の町債は過疎対策事業債へ財源の構成の補正がなされ、公共事業等債及び一般廃棄物処理事業債においても過疎対策事業債へ財源更正の補正がなされ、移住定住促進事業計画策定の410万円、地域公共交通事業計画策定の640万円、交流まちづくりセンター運営費の1,420万円、地域おこし協力隊

活動補助金の320万円、外部人材活用事業100万円、空き家対策実態調査委託360万円のそれぞれの増額は、一般財源から過疎対策事業へ財源更正の補正がされています。

次に、歳出について、総務費では、公共施設等整備基金積立金3,000万円の増額、財政調整基金積立金2,000万円の増額、公債償還基金積立金1億7,860万円の増額を行い、過疎対策事業の関係により一般財源3,300万円を地方債へ財源更正されています。

衛生費では、山辺・県北西部広域環境衛生組合市町村建設負担金過疎対策事業の関係で一般財源40万円を地方債へ財源更正されています。

農林水産業費では、農地バンク貸付解約返戻金1万7,000円の増額補正がされています。

土木費では、過疎対策事業の関係で一般財源2,580万円を地方債へ財源更正され、公共下水道会計繰出金については、下水道事業債から過疎対策事業債借換え及び資本費平準化債見込額により270万円の減額補正を行い、改良住宅明渡し請求に伴う占有移転禁止仮処分命令手続に係る弁護士への委託料及び退去後の保全処置費として63万3,000円を増額補正されています。

予備費では、一般会計歳入歳出予算の財源調整のため、1,943万7,000円の増額補正がなされています。

次に、審査の経緯について、歳出では、過疎対策事業債及び公共施設等適正管理推進事業債に伴う基金積立てについて、農地バンク貸付に係る返還金について、改良住宅利用者に対する明渡し請求に至る経緯及び今後について質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第38号 令和3年度三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算について、歳入において、下水道債から過疎対策事業債への財源振り替え及び資本費平準化債見込額の確定により、270万円の増額補正がなされ、予算調整による一般会計繰入金270万円の減額補正を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第39号 令和3年度三宅町水道事業会計第2回補正予算について、歳出において、浄水施設解体改修工事に伴う管理棟及び仮設事務所の電気料金の支出見込みにより240万5,000円の増額補正がされ、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第40号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定案については、「地方税関係書類における押印義務等の見直しについて」に基づき、「書面審理」、「口頭審理」及び様式第1号の内容について押印を不要とするための一部改正であり、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第42号 三宅町過疎地域持続的発展計画の策定については、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定され、本町が令和3年4月に過疎地域と指定されたことから、同法第8条第1項の規定に基づき、三宅町過疎地域持続的発展計画を作成するため議会の議決を求めるものであり、計画内容の事業等について質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第43号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更については、本組合規約第10条に、管理者及び副管理者の任期は関係市町村の長の任期によると定めていることから、組合議員の任期についても同様に、選出された関係市町村における議員としての任期とするための規約の変更を行うものであり、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

以上が総務建設委員会に付託を受けました議案の審議経過であり、慎重に審査を行い、おのおの原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辰巳光則君） ご苦労さまでした。

続いて、9月13日午前9時30分より開会されました福祉文教委員会の報告を求めます。

福祉文教委員会委員長、川緒実希子君。

○福祉文教委員会委員長（川緒実希子君） 去る9月6日、第3回定例会本会議において福祉文教委員会に付託を受けました各議案について、13日に福祉文教委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議案第34号 令和3年度三宅町一般会計第3回補正予算案について、歳入では、国庫支出金において、子どものための教育・保育給付費等国庫負担金135万1,000円の増額、障害者自立支援費等国庫負担金558万1,000円の増額、子育て世帯生活支援特別給付金122万円を増額したことにより、合計で815万2,000円の増額補正がされています。

県支出金では、国庫支出金と同様に、子どものための教育・保育給付費県負担金52万4,000円の増額、障害者自立支援費等県負担金279万円の増額、ひとり親家庭等医療費助成事業県補助金12万9,000円を増額したことにより、合計で344万3,000円の増額補正がされています。

繰入金では、介護保険特別会計から一般会計へ繰入れするため、5万7,000円の増額補正がされています。

諸収入では、令和2年度三宅町社会福祉協議会運営補助金及び保健福祉施設あざさ苑指定管理料の精算による返還金359万3,000円の増額、令和2年度後期高齢者医療給付費定率市町村負担金の確定により20万円の増額により、合計379万3,000円の増額補正がされています。

町債では、社会福祉施設改修事業630万円の増額、みやげ子ども・子育て応援事業250万円の増額、それぞれ過疎対策事業関係として合計880万円の増額補正がされています。

次に、歳出について、民生費では、自立支援医療給付費のうち、生活保護受給者分が増加したことにより1,116万3,000円の増額、心身障害医療費助成事業、重度心身障害老人等医療費助成事業及び介護保険料軽減強化負担金令和2年度実績の確定に伴い、返還金42万8,000円の増額、町外保育所利用者増に伴う委託料300万9,000円の増額、子育て世帯生活支援特別給付金の期間延長に伴う事務補助員の委託料122万円の増額、乳幼児医療費助成事業、特別児童扶養手当事務取扱交付金及び児童虐待防止対策事業に係る子ども・子育て支援交付金の令和2年度実績の確定に伴い58万7,000円の増額、パート保育士社会保険切替えにより74万7,000円の増額、放課後児童健全育成事業に係る子ども・子育て支援交付金の実績確定に伴い、返還金50万円の増額補正がされています。

衛生費では、新型コロナ対策事業として、感染者及び濃厚接触者となり自宅療養を余儀なくされた方を対象に、買い物等生活支援を実施することで5万円の増額、また新型コロナ対策事業以外として、未熟児養育医療費、母子保健衛生費及び緊急風疹抗体検査事業の令和2年度実績の確定に伴い、国庫負担金及び国庫補助金の返還金36万8,000円の増額により、新型コロナ対策事業分と合わせて、合計で41万8,000円の増額補正がされています。

次に、審査の経緯について、歳出の質疑として、障害者自立支援医療給付費の増額補正に係る内訳理由について、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る生活支援サービスの周知案内や積算内訳の質疑を行い、全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第35号 令和3年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算案について、歳入では、繰越金において、予算調整により財政調整基金繰入金800万円の減額補正、繰越金において、前年度歳計剰余金の確定により1,034万1,000円の増額補正がされています。

歳出では、退職被保険者の医療給付費納付金額確定により95万7,000円の増額、令和2年度特定健康診査・保健指導負担金の国庫及び県負担金の実績確定に伴う返還金並びに予備費において財源調整のため合計で234万1,000円の増額補正であり、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第36号 令和3年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算案については、歳入は、前年度歳計剰余金の確定による繰越金9万6,000円の増額、歳出は、後期高齢者医療保険料負担金9万6,000円の増額補正であり、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第37号 令和3年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算案については、歳入では、介護給付費交付金で、令和2年度分の実績額確定に伴い追加交付があり、合計で106万6,000円の増額補正がされ、繰入金では、介護給付費準備基金繰入金908万9,000円が減額補正され、繰越金では、決算の確定に伴う繰越金3,165万7,000円が増額補正されています。

歳出では、諸支出金の償還金及び還付加算金で、保険給付費及び地域支援事業費の実績に伴う国及び県並びに支払基金交付金への返還金として1,399万4,000円の増額補正がされ、一般会計の繰出金として5万7,000円の増額補正、予備費では、予算調整により3,000円の減額補正がされ、基金積立金では、前年度繰越剰余金の確定により、準備基金への積立てのため958万6,000円の増額補正がされており、原案どおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第41号 三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、保育事業者、職員及び保護者が書面に代え、電磁的方法により記録等をする場合に関する規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものですが、国家戦略特別区域小規模保育事業の申請についての考え、他の地域で実施している事業所の参入対応について、電磁的記録等の導入に伴う文書保存との関係について質疑を行い、本委員会は賛成多数で原案のとおり承認いたしました。

以上が福祉文教委員会に付託を受けました議案の審議経過であり、慎重に審査を行い、おのおの原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辰巳光則君） ご苦労さまでした。

ただいま各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対して質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

池田議員。

○10番（池田年夫君） ただいま決算審査特別委員会、総務建設常任委員会、福祉文教常任委員会の各委員長報告が行われました。

認定第1号 令和2年度一般会計認定から議案第43号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更についての中で、反対の議案は、令和2年度一般会計決算認定、令和2年度国民

健康保険特別会計決算認定、令和2年度介護保険特別会計決算認定について、反対の討論を行います。

まず、新型コロナウイルス感染防止であります。感染者が確認されたのは2020年、令和2年1月15日でありました。あれから20か月以上コロナ対応に追われています。

三宅町も第2弾までの支援事業を昨年度行ってきましたが、決算委員会で昨年度行ってきた事業経過についてただしましたが、現在進行中なのでまとめていないという答弁でありました。しかし、令和2年度の事業として予算と決算額を明らかにし、次年度の事業に生かすべきであります。

令和2年度は、令和元年12月20日に国の令和2年度の予算案が閣議決定され、その後、予算案がつくられ、国会に提出されました。国の令和2年度予算案は、令和元年10月に消費税を8%から10%に引き上げられ、消費税増税で深刻な打撃を受けている国民の暮らしや営業には目もくれない、大企業と大軍拡を推し進める最悪の予算となっています。その後、新型コロナウイルスの猛威で、日本経済をはじめ株価の暴落、中国、アメリカ、欧州など観光を含め大混乱となった年度でありました。

三宅町の決算書を見ても、町民税、固定資産税、幼稚園バスの使用料、町営住宅等の不納欠損額は21万4,348円、収入未済額が1,332万1,500円となっています。決算の収支は差引き2億1,690万9,000円で、実質収支は1億5,050万円、翌年度に繰り越すべき財源は6,641万円となり、事業としては、過疎対策事業債を使い、複合施設の建設、三宅1号線道路整備事業、洪水ハザードマップ作成事業などが行われて、実質公債費比率は令和元年度の9.9%から10.2%となっています。

国民健康保健特別会計の収入未済額は249万1,023円で、介護保険特別会計の不納欠損額9万1,460円、未済額は170万3,100円となり、国保会計では令和2年度2件、令和元年度1件の財産の差押えが行われ、介護保険では各サービス事業に件数が減ってきております。

このことは、住民の生活が苦しくなり、健康維持も困難になっていることを示しています。コロナ対策を含め、貧困対策が求められていることを示しているのではないのでしょうか。

事業の中には、以前から同和施策が依然として引き継がれている状態ですので、三宅町令和2年度一般会計認定、国民健康保険特別会計認定、介護保険特別会計認定は反対といたします。

補正予算案、条例議案については、額の決定や法律改正による議案や、また財源の振り替えによる議案等であり、住民の負担を強いるものはありませんので賛成し、討論を終わります。

す。

○議長（辰巳光則君） ほか討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。

認定第1号 令和2年度三宅町一般会計決算認定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

認定第2号 令和2年度三宅町国民健康保険特別会計決算認定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

認定第3号 令和2年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

認定第4号 令和2年度三宅町介護保険特別会計決算認定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

認定第5号 令和2年度三宅町公共下水道事業特別会計決算認定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

認定第6号 令和2年度三宅町水道事業会計決算認定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第34号 令和3年度三宅町一般会計第3回補正予算についてを採決します。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第35号 令和3年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第36号 令和3年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第37号 令和3年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第38号 令和3年度三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第39号 令和3年度三宅町水道事業会計第2回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第40号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第41号 三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第42号 三宅町過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第43号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は承認することに決定しました。

◎閉会中の継続審査について

○議長(辰巳光則君) お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして各委員会の議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第8項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査していただきたいと思いを。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査していただきたいと思いを。

◎町長挨拶

○議長(辰巳光則君) 以上で本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

閉会に当たり、森田町長より挨拶を受けることにします。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和3年9月三宅町議会第3回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、令和2年度の各会計の認定6件、議案10件、同意1件の重要案件について慎重審議いただき、決算認定とともに全議案ご可決、ご同意賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

さて、今年4月1日より施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において、過疎地域に指定された本町も、持続的発展方針に基づく三宅町過疎地域持続的発展計画を策定し、本定例会においてご議決いただくことで、新たに市町村計画として定めることとなりました。

本町といたしましては、既に策定しました第2期三宅町まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な実施とともに、三宅ビジョンの基本目標でもお示しさせていただいた、三宅町の20年後の将来像でもある「自分らしくハッピーにスモールタウン」を実現するために、地域が持つ特性を最大限に生かしながら、過疎地域からの脱却を目指してまいりますので、議員の皆様の一層のご協力をお願い申し上げます。

また、開会のご挨拶でも触れましたが、新型コロナウイルス対策としては、政府は9月12日が期限となる21都道府県の緊急事態宣言について、東京や大阪など19都道府県の期限を9月30日まで延長することになりました。

本町としても、引き続き、住民の皆様にはワクチン接種の有効性と安全性について正しい理解を求めることでワクチン接種を促し、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止し、一日も早く終息できるよう全力を尽くしてまいります。

最後になりますが、季節の変わり目で朝夕しのぎやすくなり、少しずつ秋の訪れを感じる頃となりました。議員皆様におかれましては、くれぐれも健康にご留意され、ますますのご活躍を祈念申し上げるとともに、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げ、令和3年9月第3回定例会の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（辰巳光則君） これをもちまして、令和3年9月三宅町議会第3回定例会を閉会したいと思います。

どうもありがとうございました。

(午前10時58分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員